

季刊

労働総研

クォーターリー

2006年秋季号

No.64

巻頭論文

憲法改悪反対闘争と労働組合

切山 登

特集 日本国憲法と生存権

憲法25条「生存権」の具体的内容とは何か

金澤 誠一

最低生計費試算と最低賃金引き上げ、

ナショナル・ミニマムへのとりくみ

辻 昌秀

「座して死を待つか、立って25条を生かすか」

—社会保障「構造改革」に見る高齢者への集中砲火—

公文 昭夫

国際・国内動向

米中間選挙の結果から見えるもの

岡田 則男

ブレア政権と英国労働組合

木暮 雅夫

タイのクーデターと国民、労働者のたたかい

三浦 一夫

書評

内山昭編著『現代の財政』

安藤 実

新刊紹介

小池隆生著『現代アメリカにおけるホームレス対策の成立と展開』

大須 眞治

労働総研編『非常識な労働時間』

柴田外志明

全労連『明日をみんなのちからで—全労連女性部結成とそのたたかい』

中嶋 晴代

交運共闘『安心・安全な交通運輸を』

中島 康浩

●医師不足・地域医療崩壊をどう解決していくか

医療構造改革と地域医療

医師不足から日本の医療を考える

日野秀逸 著

A 5 判 95 ページ 定価 1260 円

各地でおきている「医師不足」の原因は何か。20 年来、「医師過剰論」のもとに医師数抑制を続けた結果である。さらに、病院から重症以外の患者さんを追い出す「医療構造改革」が進められている。本書では、「医師不足」の政策的失敗と医療構造改革のねらいと中身を明らかにするとともに、憲法第 25 条・第 9 条を土台とした地域からの医療改革運動を提起する。

＝本書の主な内容＝

はじめに－医師不足の原因はどこに－政策的誤りが主因

1. 現在の医師不足の実態とその考え方
 2. イタリアとスウェーデンの制度改革を学ぶ
 3. 医療構造改革とは
 4. 医療構造改革が現実のものになって
 5. どうする日本の医療
- おわりに－人権と平和をつなぐ運動を

自治体研究社

〒162-8512 東京都新宿区矢来町 123

TEL03-3235-5941

<http://www.bekkoame.ne.jp/i/jitiken/>

FAX03-3235-5933

おもな内容

- I 自治体民営化の法制度
制度のあらまし、制度相互の関連、優先順位つける
地方行革指針「小さな政府」を求める自民新憲法草案
- II 民営化の制度と手法
指定管理者制度・PFI・地方独立行政法人・
構造改革特区
- III 市場化テスト
- IV 自治体民営化と公共サービスを守る視点
各行政分野のサービス水準、公共サービスを守る視点

「市場化テスト法」の登場で、国・自治体の行政は様変わりさせられようとしている。本書では、アウトソーシングの仕組みと制度相互の関連を整理するとともに、公共サービスとはなにか、個々の公共サービスに求められる水準をどう考えるか、民営化に歯止めをかけるための運動に求められる視点とはなにかを考える。

自治体民営化と
公共サービスの質

尾林芳匡 著

A 5 判 定価 1700 円（税込）

●公務と公共サービスを守るために

自治体研究社

〒162-8512 東京都新宿区矢来町 123

TEL03-3235-5941 FAX03-3235-5933

<http://www.bekkoame.ne.jp/i/jitiken/>

労働総研クォーター

第64号 (2006年秋季号)



目 次

●【巻頭論文】憲法改悪反対闘争と労働組合	切山 登	2		
特 集 ● 日本国憲法と生存権				
■ 憲法25条「生存権」の具体的内容とは何か	金澤 誠一	8		
■ 最低生計費試算と最低賃金引き上げ、ナショナル・ミニマムへのとりくみ	辻 昌秀	17		
■ 「座して死を待つか、立って25条を生かすか」 — 社会保障「構造改革」に見る高齢者への集中砲火 —	公文 昭夫	23		
国際・国内動向				
■ 米中間選挙の結果から見えるもの	岡田 則男	33		
■ ブレア政権と英国労働組合	木暮 雅夫	35		
■ タイのクーデターと国民、労働者のたたかい	三浦 一夫	39		
書 評 ● 内山昭編著『現代の財政』	安藤 実	42		
新刊紹介 ● 小池隆生著『現代アメリカにおけるホームレス対策の成立と展開』			大須 眞治	44
● 労働総研編『非常識な労働時間』	柴田外志明	45		
● 全労連『明日をみんなのちからで—全労連女性部結成とそのたたかい』	中嶋 晴代	46		
● 交運共闘『安心・安全な交通運輸を』	中島 康浩	46		

(本文中の書籍等の価格は、全て本体価格です。)

【巻頭論文】

憲法改悪反対闘争と労働組合

切山 登

一 闘争の現状

周知のように自民党は、すでに憲法改正案を
発表したように、アメリカの要請にもとづいて、
9条の改正を中心に憲法改悪をすすめている。
民主党、公明党も事実上、同調している。憲法
改正をすすめる国民投票法案も準備している。
改憲勢力は、日本を再び「戦争をする国」にし
ようとしている。これは日米首脳会談で「世界
の中の日米同盟」を宣言して、いますめている
米軍と自衛隊の一体化をはかる米軍再編とも
深く関連している。

戦後60年たった今日、世界、とくにアジアの
流れに逆らって、憲法という国のもっとも重要
な基本路線の問題が、政治の中心課題として、か
つてない激しさをもって争われているのである。

いまから2年前、加藤周一さん、大江健三郎
さんはじめ9人の日本の良識ある知識人が、「9
条の会」をつくり、憲法改正の動きを憂い、日
本と世界の平和を守るため、憲法改正に反対し
9条をまもる重要性を国民に訴えた。この呼び
かけにこたえて、草の根の運動をすすめている「9
条の会」は、現在5,600をこえている。「9条の
会」の運動にはつぎのような特徴がある。それ
は、9人のなかの一人である澤地久枝さんが「一
人からはじめないと二人にならない」と話され
ているように、一人一人が自覚的、自主的に運
動に参加していることである。「9条の会」がこ
うした新しい運動形態をとっているがゆえに、
それが持続的に発展している要因となっている。

運動のもう一つの柱となっているのは、民主
的諸組織の活動である。いち早く憲法改悪反対、
9条まもれの運動にとりくんできたのは、憲法
改悪阻止各界連絡会議(略称・憲法会議)である。

憲法会議は憲法改悪に反対する団体と個人を結
集する民主的組織として、1965年に結成して以
来、「憲法を生活の中に」のスローガンをかか
げ、一貫して憲法の民主的原則をまもる運動と
結びつけて、改悪の動きを批判し、国民に警鐘
を鳴らしてきた。2001年からは、5月3日の憲
法記念行事を8市民団体との共同で実行委員会
をつくり、集会を成功させてきている。この集
会には、共産党、社民党の党首が挨拶をおこなっ
ている。つまり共社の間接的共同がおこなわれ
ている唯一の集会である。

共産党、民主団体、個人が結集している統一
戦線運動である革新懇の果たしている役割も大
きい。革新懇は憲法改悪反対闘争にとりくみ、
著名人の一言運動、ポスター宣伝、署名運動な
ど多彩な活動を展開している。民主団体の最近
の動きで注目すべきは、憲法改悪反対共同セン
ターの活動である。

全労連、農民連、新婦人、全商連など国民各
層の中の全国的中央組織が中心になってつくら
れている共同センターは、全国で300を超える地
域センターをつくり、宣伝、対話、署名、学習
活動をおこなっている。全労連にも連合にも参
加していない、全建総連など、いわゆる中立系
の13の労働組合は、2004年7月から「憲法改悪
反対労組連絡会」を結成し、運動をおこなって
いる。また、連合加盟の海員組合と中立の全国
港湾労組は、2006年2月憲法改悪に反対する共
同アピールを発表している。

憲法改悪反対のたたかいは、国の基本的進路
そのものに関わるもっとも重要な国民的政治闘
争課題である。広範な民主勢力は、この闘争課
題に労働組合がその真の力を発揮することに大
きな期待を寄せている。それは本来、労働組合

が、組織人員の大きさからみて、また組織力の強さからみて大きな役割を担っているからである。全労連は、共同センターの一翼を担い、積極的な役割を果たしている。300の共同センターの確立は、これまでの政治課題の闘争にくらべ前進しているといえるが、さらに約500にのぼる地域労連が、その組織力を全面的に発揮することが、つよく希まれている。

約700万人を結集しているといわれる連合傘下の労働組合の動向はどうであろうか。

連合執行部は昨年10月の定期大会で、9条改憲に踏み込む次のような「国の基本政策に関する連合の見解案」を採択する予定であった。

「連合は、自衛隊の現状および今後の日本の防衛・安全保障・国際協力のあり方と、憲法をはじめとする法体系との関係について整合性を確保するために次のとおり方策がありうると考える。1、憲法9条を改正し、その上でさらに詳細を規定するために『安全保障基本法（仮称）』のような法律を制定すること。2、憲法改正はあえておこなわないが、『安全保障基本法』のような法律を制定すること」

ところが大会をまえに産別の意見を求めたところ、14組織が意見をだし、そのうち自治労、日教組など9組織が反対を表明したことにより、大会での承認を見送り、議論を継続することになった。さらに06年1月の連合中央執行委員会で「組織間の意見の幅が広い」として、9条を中心とした憲法改正問題についての考え方を集約し、対応することを「現段階では控え」「凍結する」ことを確認している。つまり連合は組織内に9条改正に反対が根強く存在し、連合としての態度が決められない状態になっている。

連合執行部が「意見の幅が広い」という内容を見ると、おおまかにいってつぎのようになる。

第一は、憲法改悪反対、9条改悪には反対、改悪に危機感を表明するなど、ニュアンスの違いはあるが、憲法改悪反対の立場にたっている組合。

第二は、憲法改正の態度を明確に表明している組合。

第三は、態度を鮮明にしていない組合。

特徴は、第一のグループ、すなわち憲法改悪反対の立場にたっている組合の多くは、自治労、日教組、私鉄など旧総評系の組合といえる。これらの総評系組合は1960年の安保闘争を闘った歴史と伝統がまだ失われていないことを示している。

公然と改憲を主張している組合は、UIゼンセン同盟、電力総連などである。憲法問題にふれていない組合は、自動車、電機、鉄鋼など民間大企業中心の組合である。本来、平和擁護闘争を主たる任務の一つにかかげている労働組合が憲法改正に賛成か、反対かが国民的に問われているとき、態度を鮮明にしないことは、客観的には改憲推進派を喜ばせるものである。しかし一面、職場から憲法改悪反対闘争を前進させるうえでの積極的な妨害物にはならないという面もある。

こうした連合系労組の動向は、きわめて複雑であるが、注目すべきは少なくない連合系の労働者、労働組合との憲法改悪反対での共同の可能性を示していると言えよう。それはまた、全労連、中立系を含め、労働戦線での憲法改悪反対の多数派形成の可能性も示している。ここに憲法闘争をめぐる労働戦線の大きな特徴をみることができる。

二 平和擁護闘争と労働組合

第二次世界大戦は、ファシズムと、軍国主義の日独伊3国同盟が反ファシズム連合国によって世界的に敗退した。ファシズムとたたかうヨーロッパの国々やアメリカの労働者と労働組合は、自国の政策を支持し、ともに闘った^{※1}。こうした戦争の性格は、戦後の国際労働組合運動の任務として、これまでの民主主義課題に加えて、平和擁護を主たる任務の一つと運動にした。労働組合の任務は、客観情勢の変化に対応し、発展していくものである。

戦後、国際労働組合戦線は長い間の分裂に終

[巻頭論文] 憲法改悪反対闘争と労働組合

止符をうち、統一した。統一した世界労連はその目的のなかに「戦争および戦争の原因とたたかい、安定した永久的な平和をもたらすために努力すること」を新しく掲げた。

第二次世界大戦で、日本帝国主義はその侵略戦争によって、2千万人をこえるアジア諸国民と3百万人をこえる日本国民の生命を奪った。この戦争のなかで、沖縄は地上戦の戦場となり、日本本土も全土にわたる空襲で多くの地方が焦土と化した。さらに1945年8月にはアメリカ軍によって広島、長崎に世界最初の原爆が投下され、その犠牲者は20数万人にのぼり、世界で唯一の被爆国民となった。これらの深刻な経験は日本の労働者、国民にとって、平和への願いはなにもものにも替えがたい熱い願いとなった。実際、戦後労働組合の組織化に立ち上がった労働者は、たとえば海員組合が「不戦の誓い」を決意したように、また教職員が「教え子たちをふたたび戦場に送らない」ことを誓ったようにあらゆる産業の労働者は民主主義的要求とともに平和擁護を当然のこのように正面に掲げて闘った。そしてこの闘いをつうじて、産別会議、総同盟の全国的中央組織はじめあらゆる傾向の労働組合を結集した全国労働組合連絡協議会を結成した。これは、ゆるやかな形ではあるが、労働戦線の統一体であった。

1947年の2・1ゼネストの計画にみられる、日本の労働運動の高揚を恐れたアメリカ占領軍は、ストライキ中止命令を出して以来、全国労働組合連絡協議会を解散させ、産別会議（階級的ナショナルセンター）にたいする激しい分裂攻撃、職場の共産党員や支持者にたいするレッドバージ、共産党幹部の公職からの追放など系統的、計画的な弾圧を強行した。こうした情勢のもとで、1950年7月総評は結成された。総評結成の真の推進者がアメリカ占領軍であったことは、公然の秘密である。この間の事情は、初代総評事務局長であった高野実氏がその著でリアルに語っている^{*2}。総評は結成大会で「われ

われは日本共産党の組合支配と暴力的革命方針を排除し…」と宣言して反共主義の性格を鮮明にした。この総評は（反共主義の旗を下ろさず、そのため戦後第二次反動攻勢としての新たな反共右翼再編に組するのである。現在の連合結成への参加）アメリカが日本におしつけた「単独講和」に反対し「全面講和」を要求する労働者と民主勢力の平和擁護の闘いのなかで、これを無視できず、「再軍備反対、中立堅持、軍事基地提供反対、全面講和実現」のいわゆる「平和四原則」を採択し、結成当初の方針から重要な転換をしめた。そして1960年の国政の中心問題であり、日本国民をくるしめている根源である60年安保反対闘争に参加するのである。

こうした総評の変化の背景には、次のような日本国民がおかれている困難な現状がある。

わが国には、戦争直後の全面占領の時期につくられた100以上にのぼるアメリカ軍事基地が半世紀を経ていまだに全国に配備され続けている。なかでも敗戦直後に日本本土から切り離されて米軍の占領下におかれ、サンフランシスコ平和条約でも占領支配の継続が規定された沖縄は、アジア最大の軍事基地とされている。日本の自衛隊は、事実上アメリカの掌握と指揮のもとにおかれており、アメリカの世界戦略の一翼を担わされている。

アメリカは、日本の軍事や外交に、依然として重要な支配力を持ち、経済面でもつねに大きな発言権を行使している。日本の政府代表は、国連その他国際政治の舞台で、しばしばアメリカ政府の代弁者の役割を果たしている。日本とアメリカの関係は、対等・平等の同盟関係では決していない。

この事実は現実には目を塞がない限り、だれも否定することはできないであろう。まさに発達した資本主義国のなかで、日本はきわめて異様な事態といわねばならない。そしてこの対米従属という現実から、平和に関するいろいろな切実な要求がたえず生み出され、他の発達した資

本主義国の運動にみられない政治闘争の発展にわが国の労働運動の特徴がある。自民党を中心とした憲法改正は、アメリカの意図のもとに、日本を再び「戦争する国」に仕立て上げようとするもので、戦後日本国民の痛切な平和への願いと真っ向から対立し、世界の平和、とりわけアジア諸国へ重大な不信をもたらすであろう。

今日の憲法闘争については、もう一つの視点を見る必要がある。それは異状ともいえる労働者の状態悪化である。完全失業率は依然として4%台を持続している。実質賃金の低下、過密労働の結果、労働災害の続発、職業病の広がり、社会保障制度の改悪、非正規労働者の増大と格差の拡大などなど、労働者は資本の全面的な攻撃にさらされている。憲法闘争はこうした労働者の深刻な状態悪化が土台となっていることである。財界が憲法改正を主張しているように、憲法改悪反対闘争の前進による労働戦線での力関係の変化は、労働者の生活改善闘争にも直接的に影響を与えるであろう。

三 憲法改悪反対闘争で果たす労働組合の役割

1 憲法「改正」の論拠

連合系労組執行部の憲法改正についての論拠の克服は、広範な労働者が憲法改悪反対闘争に立ち上がるうえで、さけてとおれない問題である。

連合系労組の代表的な主張は次のようなものである。

「9条2項－『戦力不保持』『交戦権否認』は削除し、自衛戦力の保持を付記することが必要と考える」

「その根拠は、憲法の最重要条項が、13条の個人の尊重、生命、自由、幸福追求の権利の尊重であり、これが他国などによって国家主権が侵害され、13条が危機に及ぶ場合には、最終的に自衛権を発動し、武力をもって阻止する気構えを主権国家としてしめす、ことにある」

この議論には本質をはぐらかすいくつかの盲

点がある。

第一の盲点は、国家主権が侵害され13条が危機に及ぶ場合には「自衛権の発動」が必要だからと云っているが、いま自民党をはじめ9条改正論者が問題にしているのは、日本の「自衛」とはまったく関係のないところで議論されているということである。周知のように日本はアメリカの側にたち、それへの協力でイラクへ出兵している（現在は航空自衛隊が規模を拡大）。この出兵自体、重大な憲法違反であるが、それでも9条2項があるため武力行使はできないでいる、つまり9条2項が武力行使の「歯止め」になっているのである。したがってこの「歯止め」を取払い、アメリカの侵略戦争に、日本が「戦争をやれる軍隊」をもって参加する、そのための憲法上の条件をつくりだすこと、これが第9条に矛先を定めた憲法改定論の最大のねらいなのである。

実際それは、かつてアメリカのパウエル国防長官やアーミテージ副長官の「憲法を見直すべきだ」という発言、小泉総理の「集団自衛権を行使できるように憲法を改正」すべきだという発言に示されている。

第二の盲点は、代表的な主張が守られねばならないと強調している13条の基本的な権利が、まさに9条改悪と一体のものとして、制限、もしくは奪われようとしていることである。

自民党案は、前文で「日本国民は、帰属する国や社会を愛情と責任感と気概をもって自ら支え守る責務を共有」と愛国心を強調、12条では「公共の福祉」のかわりに「公益及び公の秩序」を「国民の責務」としておしつけている。

近代立憲主義は国民の権利、自由を守るために国家権力をしぼるものである。これは今日国際的通念である。国家権力は、常に権力を乱用する危機があるから、憲法はその乱用を規制し人権保障を定めたものである。ところが改憲論者は本来、権力を規制するものから、個人の責務・義務を強調するものへ憲法を変えていこうとしているのである。

[巻頭論文] 憲法改悪反対闘争と労働組合

第三の盲点は、9条の改正が国民の側からの要求ではなく、アメリカ側からの要求であるということである。

第二次世界大戦を経験した日本国民は、平和を強く願いこの国を「戦争する国」にする憲法改正に断固反対している。一般新聞の世論調査でも一貫して9条改正に60%以上の人が反対している。本来、主要な任務の一つである平和擁護を担っている労働組合が、この国民の願いに応えることこそ必要であり、これに国民はおおきな期待をもっている。

日本国憲法は1946年に国会で決まり、47年5月に施行された。ところが、アメリカは48年から49年にかけて早くも日本の再軍備が必要になったとし、まず警察力の形で軍隊に準ずる組織をつくり、それを育てていくことをやりながら、将来、憲法を改定して本格的に軍隊をもたせるための準備をやっていく、この方針がそれ以後の、日本における憲法改定の動きの一貫した原動力となったのである（アメリカ陸軍長官ロイアルの国防長官あての覚書「日本の限定的再軍備」1948年5月18日）。

06年6月29日の日米首脳会議で「世界の中の日米同盟」を確認し「21世紀の地球的規模での協力のための新しい日米同盟」が宣言された。そして、日米が世界における共通の戦略目標をもち、米軍と自衛隊の軍事一体化をはかり、基地体制の抜本的強化がすすめられている。9条改正は、まさにアメリカの侵略的軍事体制に日本を協力させるために企てられているものである。

第四の盲点は、憲法問題は国内問題であるが、国の基本進路にかんするような課題は、国際的視野にたって考える必要があるのは政治の常識である。アメリカと日本の政府がすすめる憲法改悪の道は、世界の流れに逆行しているということである。今日の世界は大きな構造的変化をもたらしている。もはやどんな超大国でも一国で世界を支配することは不可能になっている。戦後植民地体制が崩壊し、新たに独立を勝ち取っ

た国々は、国連憲章にもとづく世界の平和秩序をきずく重要な担い手となっている。アメリカを中心とする軍事体制の多くは、解体、機能不全、弱体化におちいり、それにかわって仮想敵国をもたない平和の地域共同体がひろがっている。米ソ対決の構図が崩壊したことが、世界の平和秩序・平和のルールをもとめる諸国民の運動の新たな発展の条件をつくっている。これらの世界構造変化は、アメリカのイラク戦争にさいして、地球的規模でわきおこった空前の平和の波となってあらわれた。改憲勢力はこうした新しい世界の姿に目を閉ざしているのである。

以上四つの盲点についてのべたが、どんな闘いについても、その闘いについての本質を具体的事実にもとづいて明らかにすることが大切であるが、とりわけ憲法問題はそのことが決定的に重要であることは言うまでもない。

2 憲法改悪反対の一点であらゆる傾向の労働組合の共同を

すでにのべてきたように連合系のすくなくない労組が憲法改悪反対の立場にたっている。教職員組合や自治体労働組合では、憲法、教育基本法問題でいくつかの県レベルでの共同がうまれている。ここでの教訓は、全労連系の組合が他の民主団体とともに独自に憲法改悪反対の運動と世論を広げるなかで、共同声明、情報交換など、可能なことから共同する努力をねばりよくおこなっていることである。

とくに全国的に地域での共同の発展が強く期待されている。地域こそ労働者に密着した組織として、大衆的な共同を前進させるもっとも有利な条件となっている。60年安保闘争をはじめこれまでの政治的課題にもとづく闘争が大衆的に発展したのは、地域の共同闘争が重要な役割を果たしたからである。もっとも高揚した60年安保闘争では、2000カ所にのぼる地域共闘組織が結成されたことが土台になっている。またこの地域共闘は、「闘いながら学び、学びながら闘

う」というスローガンに示される運動と学習の結合という運動発展の法則をうみだした。運動は一人一人の労働者の政治的自覚のたかまりとむすびついて発展することを教えている。

いうまでもなく、労働戦線における戦略的課題は真の労働戦線の統一である。それは政治的、経済的要求を実現するもっともたしかな保障である。マルクスは労働者がもっている唯一の力は「多数の力」であると強調しているが、労働者、労働組合は、一つ一つの闘いをつうじて真の労働戦線統一の達成をめざし奮闘している。憲法改悪反対の一点で、労働組合が国民的な闘いの一翼を担い、あらゆる傾向の労働組合の壮大な共同行動を展開し、闘争勝利に貢献するならば、それは真の労働戦線統一への道をかならず切り開くであろう。

3 職場を基礎にした組織力の発揮

大教組（全教）では、多くの職場に一組、二組、非組を問わず結集した「9条の会」が生まれているが、これが、憲法闘争で、労働組合と共同している。こうした職場は増えつつある。これを労働組合運動の側面から見ると、労働組合が掲げる憲法改悪反対闘争を職場から、自覚的、自主的に支え発展させていると言える。

かつて、わが国の労働組合には職場組織が存在し、職場団体交渉権を確立していた。この職場団体交渉権は、企業別組合のもつ弱点である労働組合を企業の枠のなかに閉じ込める役割を克服し、労働者の団結をつよめ、前進させるものであった。ところが、企業側にとっては、この職場団体交渉権が、労働者を要求にもとづいて団結させる「基本的権利」となっていることから、これに攻撃を加え、事実上奪い取ってしまった。企業側が、民間大企業の組合を右傾化させるために、最初に加えてきた攻撃も、職場団体交渉権の剥奪であった。それが、職場に労働運動がなくなってから久しいと言われる原因になったのである。

職場「9条の会」は客観的にいえば、職場から新しい運動が始まったことを意味する。日本の労働運動に新しい展望をあたえるものである。もちろん職場「9条の会」は、憲法闘争を独自に発展させる任務を担っているものであり、労働組合の憲法闘争を職場から支えるという狭い役割を担うものではない。その任務を矮小化してはならないことは言うまでもない^{※3}。

（ぎりやま のぼる・会員）

※1 1945年2月、ファシストの侵略と闘っている国々の労働組合の代表がロンドンに集まり、世界労働組合会議を開いた。会議は、その目的として「自由と民主主義を破壊しようとしたファシスト諸国にたいし妥協のない完全な勝利を納めること、安定した恒久的な平和をうちたてること……」にあることを強調し「フランスとイタリアで軍隊をつくりこれに十分な装備をあたえるために必要なあらゆる援助をあたえる……日本と戦争している諸国の国民が、日本の侵略者にたいする闘争をおしすすめている英雄的な中国人民に、武器弾薬のかたちで最大限の援助をあたえる」ことを呼びかけた。

※2 高野実氏はつぎのように告白している。

GHQ労働課は「造船、港湾、建築、鉄鋼など十数個の産業別労働組合の代表を労働課の一室に集めた。そして『諸君は産別会議、総同盟、中立の上位団体のワクをはずして、即時合同してもらいたい。本日の会同において準備委員をあげて、産業別統一をすすめてもらいたい』と。その隣室では、当該産業の資本家団体代表が呼び出され、『このようにGHQ指導のもとに、統一労働組合を促進しているので協力体制をとってもらいたい』というのである。労使双方とも目を丸くして、彼らの説得を受けとったのである」

※3 たとえば、教員は「教え子を再び職場におくらない」という痛苦のスローガンとむすびつけて「9条の会」の運動をすすめている。また損害保険の職場では、「損保産業は平和産業です。憲法改悪に反対し、9条を守ることを求めます」とうったえている。このように職務や産業にかかわる独自の要求と憲法改悪反対と結びつける工夫をし、管理職をふくむ広範な人々を結集している。

憲法闘争の勝利は、それが国の基本路線についての課題であるだけに自民党政治の根本的転換につながるものであり、それはまた真の労働戦線統一の飛躍的發展をもたらすであろう。

特集／日本国憲法と生存権

憲法25条「生存権」の具体的内容とは何か

金澤 誠一

はじめに―課題について

日本を「戦争する国」にするため、9条を破棄し、憲法を全面的に改悪する攻撃が強められている。この「改憲」攻撃は、国民の生存権、勤労権などの破壊攻撃と密接に連動して展開されている。ここでの課題は、現代社会において、憲法が保障する「人間に値する生活」を営むための最低生活とは何かを検討することにある。

最低生活の考え方は、逆に言えば、何をもって貧困と考えるかということである。いわば、貧困ライン＝最低生活ということになる。これまでの貧困の考え方は、絶対的貧困論から相対的貧困論に移行したといえる。それは、特に朝日訴訟の判決が果たした役割が大きい。しかし、今日、相対的貧困論の欠陥が顕在化しているようにみえる。

相対的貧困論は、端的に言って、一般世帯との対比で貧困を測定するものである。一般世帯の生活様式や慣習、社会活動の変化に対応して、それらを反映した貧困ラインも変化すると考えるのである。しかし、この考え方からすると、一般世帯の生活水準が低下している場合、それに応じて貧困ラインも低下することになる。それでは、貧困ラインはどこまで低下するかわからなくなる。それでは「人間に値する生活」を保障するという貧困ラインのもつ抵抗線・防波堤としての機能が失われることになる。

事実、生活保護基準は、老齢加算や母子加算の削減・廃止が断行され、そしてまた、2006年の「骨太方針」に示されているように、保護基

準の本格的な引き下げを図ろうとしている。「人間に値する生活」＝「健康で文化的な最低限度の生活」とは何か、今、問われているのである。この小論では、相対的貧困論の主旨を活かしながら、新しい貧困論を模索している。特に、タウンゼントとアマルティア・センとの論争を手がかりとして、センの貧困論が検討されている。

保護基準は、これまで最低賃金や最低保障年金、就学援助、課税最低限、民事再生法、生活福祉資金貸付制度などの目安としてその影響力が大きかったといえる。しかし、保護基準が引き下げられている現状では、すでにわが国では抵抗線・防波堤としての貧困ライン＝最低生活基準が存在しなくなったのである。したがって、下から労働組合から「人間に値する生活」に必要な最低生活基準を創出する必要がある。センの貧困論を手がかりとして京都総評が試算した「最低生計費」は、その意味で大変意義深いものであろう。その算定の際の基本的考え方が検討されている。

最後に、この京都総評の「最低生計費試算」を機軸としたナショナルミニマムの構築が必要とされているが、その考え方が検討される。

1. 絶対的貧困論から相対的貧困論へ

(1) ラウントリーの絶対的貧困論

ラウントリーの貧困ライン＝最低生活の考え方 (B. S. ラウントリー著、長沼弘毅訳『貧乏研究』(株)千城、1970年) は、その最低生活費の算定の際の費目の想定にみられる。例えば、食

費については新鮮な肉は一切含まず、当時のワークハウスで提供されている食費よりも低い額であった。家庭雑費については、旅行、慰安、贅沢、病気、葬式などの場合を一切考慮しない、ただ健康時に焦点をあてたものであった。およそ肉体的能率をたもつために絶対必要な物以外は買ってはならないというものである。こうした貧困観は、飢餓水準であり、歴史的にも社会的にも変わらない絶対的貧困である。また、貧困調査に際しては、欠乏や汚雑といった貧困の証拠があるかないかを丹念に確かめ、ボロを着ている子どもの顔色で判断したこともあったというように、誰の目にも明らかな「見える貧困」でもあった。

ラウントリーは、次のように貧困を定義している。「第1次貧乏」とは「単なる肉体的能率を維持するに足る必要生活費（貧困線）を下回る状態」であり、「第2次貧乏」とは「有用（医療など）であれ、無用（飲酒など）であれ、収入の一部を他の支出に向けられない限り、単なる肉体的能率を維持するに足りる状態」である。この貧困基準以下であれば、生存や労働能率が損なわれる、端的に言えば飢餓水準ということになる。この飢餓の状態を貧困とみる考え方は、貧困の最も際立った側面をとらえたものである。こうした考え方は、歴史的にみても社会的にみても変わらない絶対的なものであり、今日においても根強く存在している。

(2) タウンゼントの相対的貧困論

それに対して、タウンゼントは貧困の相対性に着目する。タウンゼントの考え方は、社会的諸制度の変化や産業の発展を通して新しく生まれてくるニーズを、産業や国家の法律や規則により規制されている生活様式、慣習、社会的活動ととらえ、その時代のその社会の生活様式や慣習、社会的活動から事実上締め出されている状態を貧困と考えたのである（P. タウンゼント「相対的収奪としての貧困」、D. ウィッダー

バーン編著、高山武志訳『イギリスにおける貧困の理論』所収、光生館、1977年）。

例えば、産業の発展が様々な商品やサービスを生み出し、それらはマスメディアを通して社会的に新しい慣習として人々に受け入れられ、社会に浸透していく。また、社会制度の一つとして、両親の教育に対するニーズは、靴や学校の制服の着用といった社会的規範のみならず、義務教育、無償教育、無料の学校給食やミルクなどについての公的規則によって、とりわけ影響を受けるのである。また、高等教育に対する国の補助金や奨学金制度の在り方が国民の教育負担に大きく影響することになる。さらにまた、国の住宅政策によって、例えば公営住宅中心の政策なのか持ち家政策中心なのかによっても、国民の住宅に関する負担は大きく変化することになる。社会保障・社会福祉政策にしても、例えば、医療保障を税金を財源とする国民保健サービスとして提供されるのか、社会保険中心で提供されるのか、あるいは民間保険中心に提供されるのかでは、国民の医療に対する負担は大きく変わることになる。

従って、人々の生活様式や慣習、社会的活動は、社会に対しあるいは歴史的にみても相対的なものとなり変化するとともに、貧困の様相も変化することになる。いわば、その時代その社会の社会的標準的「人並みの生活」を満たしえぬ状態を貧困と考えたのである。彼はその状態を「相対的剥奪・欠乏 Relative Deprivation」と呼んだのである。

(3) 朝日訴訟にみられる相対的貧困論

朝日訴訟の判決もまた、この相対的貧困の考え方を示している。1960年の第1審判決では「健康で文化的な生活水準」とは「それ自体各国の社会的文化的発達程度、国民経済力、国民所得水準、国民の生活感情等によって左右されるものであり、したがってその具体的な内容は決して固定的なものではなく通常は絶えず進展向

特集・日本国憲法と生存権

上しつつあるものとする」とした。朝日訴訟は争うべき対立点はあったとしても、貧困についての考え方は最高裁判決でも支持され「文化の発展、国民経済の進展に伴って向上するのはもとより、多数の不確定要素を総合考察」して決定されるとした。

この裁判を通じて「健康で文化的な生活水準」とは、ただ単に辛うじて生物として生存を維持できる程度のもではなく、「人間に値する生存」を維持するものでなければならないこと、そしてその水準は、社会文化的発達程度や国民経済の進展、国民所得水準、国民感情等に影響され、通常、絶えず向上進展するものであることが明らかになったのである。

1960年の第1審判決以後、保護基準の算定方式はマーケット・バスケット方式からエンゲル方式、格差縮小方式そして水準均衡方式へと変化し、保護基準そのものも上昇し、一般世帯との格差は急速に縮小することになる。1960年当時、一般世帯の消費水準を100とすると生活保護受給世帯は38であったものが、今日においては、60台後半にまで縮小している。

2. 「人間に値する生活」の具体的内容・生活の「機能」

(1) 相対的貧困論の欠陥の露呈

例えば、相対的貧困論の考え方に基づいて、生活保護基準は先述のように今日水準均方式によって算定されている。高度経済成長期からバブル経済までは、まがりなりにも賃金や国民所得は右肩上がりに上昇を続け、それに比例して保護基準の改正も行われてきた。しかし、1995年頃から賃金や国民所得の低下傾向が顕著になると、相対的貧困論の考え方からすれば、保護基準も引き下げることになる。事実、2004年4月には戦後初めて保護基準は0.9%、2005年4月には0.2%引き下げられ、また、2005年4月には老齢加算削減・廃止そして2005年4月には母子加算も削減・廃止が実施された。そして、

2006年の「骨太方針」では、本格的な保護基準の引き下げを図ろうとしている。相対的貧困論の欠陥がここにきて現れたことになる。

1947年に初めて最低生活費・保護基準の算定方式として導入されたマーケット・バスケット方式は、最低生活を営むために必要な消費財貨を1つ1つ積み上げて、その価格を合計するという方式で、そこから「全物量積み上げ方式」とも言う。この方式の利点は、個別具体的に生活の内容を表すことができる点にある。ただし、この方式は、飲食物費については栄養学の発達により的確な指標があるが、その他の費目については、的確な指標に乏しく、作業が複雑で時とともに変化する生活様式を反映することが容易でないという欠点があった。事実、一般世帯の消費水準を100とした生活保護世帯の消費水準は、1952年の54.8から1960年には38.0まで格差は広がることになる。

1960年の朝日訴訟第1審判決の影響もあり、その後、この格差を縮小することが課題となり、1961年にはエンゲル方式、1965年には格差縮小方式そして1984年には水準均衡方式と変遷することになる。その結果、一般世帯との格差は縮小し現在ほぼ60台後半を維持している。しかし、格差縮小方式から水準均衡方式になると、一般世帯との対比によって決定されることから、保障すべき最低生活の具体的内容が不明確となったのである。保護基準でどのような内容の生活を保障しているかが明らかでないということは、どういう生活の内容を守るべきかといった、本来、生存権保障の中に含まれる防波堤・抵抗線としての機能が失われることになる。従って、一般世帯の賃金や国民所得が低下すれば、際限なく保護基準も低下し歯止めがきかなくなる恐れがでてくる。

(2) 「人間に値する生活」の具体的内容・生活の「機能」

今日ほど相対的貧困論の欠陥が問題となる時

期もないが、相対的貧困論そのものに欠陥があったということもできる。タウンゼントとアマルティア・センとの論争（アマルティア・セン著、池本幸生・野上裕生・佐藤仁訳『不平等の再検討』、岩波書店、1999年7月、186頁参照）がそれを表している。センはその論点を「絶対・相対の間のやりとりは、同じ機能を満たすために必要になる財が多様であることに関連している（例えば、「コミュニティの暮らしに参加する」とか、アダム・スミスの「恥をかくことなく人前に出られるか」といった機能を達成するにも、豊かな国ではより多くの財が必要になる）。」と述べている。

すでにみたように、タウンゼントが、ラウントリーの絶対的貧困論を批判して、生活様式や慣習、社会的活動の変化に伴う財の多様性に注目し、歴史とともに、社会とともに変化する相対的貧困論を展開したのに対し、センは、その違いを、生活の「機能」を達成するための財の多様性に求めている。つまり、生活は「機能」によって構成され、その機能を達成するための手段である財が、歴史とともに社会とともに社会状況によって変わるといえるものである。センにとっては、財や財の組合せである生活様式が焦点ではなく、生活の機能が焦点となる。

センによれば、個人の福祉は、その人の「生活の質」、いわば「生活の良さ」とみることができ。生活とは、相互に関連した「機能」（ある状態になったり、何かをすること）の集合であり、人間の存在は、機能によって構成されている。

その機能は、「適切な栄養を得ているか」「雨露をしのぐことができるか」「健康状態にあるか」「避けられる病気にかかっていないか」などの基本的な機能から、「読み書きができるか」「移動することができるか」「人前に出て恥をかかないでいられるか」「自尊心を持っていられるか」「社会生活に参加しているか」などの複雑な機能まで多岐にわたっている。

この「機能」の概念の中に、人間の福祉・「生

活の質」の具体的内容が示されている。ここにセンが上げている生活の機能は、個々人が自分の趣味を達成する機能のように、個人の単なる欲求を実現するといったいわば個人的機能と区別して、人間の生にとって基底的で、誰にとっても共通した、したがって容易に合意可能で重要な機能を上げている、と考えられる。まさに、「人間に値する生活」を構成している機能なのである。

このような「人間に値する生活」の具体的機能を明示することの利点は、人々がそれぞれ、生活のいかなる機能が剥奪されているかをはっきりさせる点にある。逆にどのような生活の機能において社会的支援が必要なのかを明らかにできる点にある。

では、あらゆる人間が、こうした生活の機能を達成できる状態にあるのであろうか。センによれば、人間存在の多様性によって、生活の機能は達成できる場合とできない場合が存在することになる。人間存在の多様性は、第1に、個人の身体的な特徴の違いにある。それは、年齢、性別、身体的精神的障害があるか健常者であるか、健康状態などの個人的条件である。第2に、人々が置かれている社会的状況の違いにある。それは、人種差別、性差別、社会階級、カースト、行き届いた医療施設があるかなどの社会保障・社会福祉制度の状態、犯罪や暴力などである。もう一つ付け加えるならば、第3に、以上の2つの多様性が配慮されずに固定化されれば、多くを欲する「勇気がもてないほど打ち碎かれている」状況となる。これは個々人の心理的抑圧的状況といえる。こうした状況に至れば、「貧困の罟」から容易には抜け出ることが困難となる。

以上のような人間存在の多様性は、所得や財を生活の「機能」の組合せに変換する能力（変換率）の違いとなって現れることになる。センは、人間の存在がそもそも不平等な存在であることから出発しているのである。例えば、同じ

特集・日本国憲法と生存権

所得や財を持っていたとしても、身体的精神的障害があったり、高齢であったり、あるいはひどい性差別や人種差別がある場合には、「人前にでて恥をかかないでいられるか」とか「社会生活に参加できるか」などといった重要な「機能」を達成できないことが生じるのである。

したがって、人間存在の多様性は、生活の機能を達成できる自由・可能性の違いとなって現れることになる。センは、ある個人が選択可能な機能のすべての組合せを「潜在能力」と呼んでいる。このように、人が選ぶことであろうものの達成に有効な力として「自由」を捉えるのである。潜在能力の違いは自由の不平等ということにもなる。それは消極的な自由の概念ではない。福祉・「生活の質」を構成している機能を達成できる積極的な自由を意味しているのである。

センは、「貧困」の概念を「受け入れ可能な最低限の水準に達するのに必要な基本的な潜在能力が剥奪された状態」と定義づけることになる。したがって、貧困を撲滅することを目的とする公共政策は、貧困をもたらす人間存在の多様性への配慮から生まれるであろう。第1の多様性である個人の身体的特徴の違いや第3の心理的抑圧的状况への配慮は、社会福祉サービスの根拠となる。第2の多様性である人々が置かれている社会的状況の違いに対しては、人種やジェンダー、階級などの社会的差別、社会保障・社会福祉諸制度のあり方、犯罪や暴力、戦争などの社会問題の解決にどう向き合うかということの意味している。

「機能を達成できる自由」の上に、「エージェンシーとしての自由」を想定している。「エージェンシーとしての自由」とは、個人が価値を認めるものを達成するための自由である。犯罪が目の前で行われている場合あるいは人々の福祉が損なわれている場合、「共感」し、更には「コミットメント」していくことを意味している。基本的権利の主張は、その権利を守る義務

が生じることをも意味している。個々人の潜在能力を高め貧困を撲滅することは、民主主義社会を支え発展させるための礎となるのである。それは、ギディンズが唱える積極的福祉としての個々人のエンパワーメントの問題と呼応するものでもあろう。

3. 生活の機能を達成できる最低生活基準とは何か

— 京都総評の「最低生計費試算」 —

センの貧困論は一般に「潜在能力アプローチ」といわれている。潜在能力アプローチから、最低生活基準を導き出すことも可能であろう。つまり、福祉・「生活の質」の構成要素としての機能を最低限達成できるような最低生活基準とは何かが、次の課題となる。

その試みが、京都総評の「最低生計費試算」である。この試算をする際の基本的な考え方は、潜在能力アプローチに基づいている。潜在能力アプローチは、相対的貧困論の優位性を引き継ぎながら、その欠陥を克服しているからである。

京都総評の「最低生計費試算」は、センの生活の基本的機能を達成できるように、物量を一つ一つ積み上げて計算する「マーケットバスケット方式」による算定である。マーケットバスケット方式の利点は、最低生活の明示する消費生活内容を、品目別に一つ一つ積み上げることにより、その不当の判断が理解しやすいことにある。それを算定する場合の基本的な考え方を次に紹介することにする。

例えば、「適切な栄養を得ているか」という機能についてみると、その機能が達成できるようなカロリーと栄養素を満たすように計算されているが、その飲食費は、今日の生活様式を反映するような献立を想定し、その価格は今日の低所得層の購入する場合の価格を想定し計算している。その意味では相対的貧困論を引き継いでいる。

また、「人前にでて恥をかかないでいられる

か」という機能については、「持ち物財調査」を実施して、家具や家事用品、教養娯楽用品、身の回り用品、被服及び履き物など、その保有率が7割を超えるものを「必需品」と考えて、それらのものを保有することによって「人前にでて恥をかかないでいられるか」という機能が達成できるとともに、今日の生活様式を満たすことを想定して算定している。

「社会生活に参加しているか」という機能については、特に教養娯楽サービス費や交際費の算定の際に考慮する必要がある。これらの算定の際には「生活実態調査」の結果を基礎資料としている。教養娯楽サービス費としては、年1度の一泊旅行や年に2度の日帰りバス旅行を想定し、映画や音楽会、スポーツ鑑賞などを月に1度できるように想定している。また、交際費については、低所得者の場合、特にその節約が目立つ費目であることを考慮して、また、その節約が「社会生活に参加しているか」という機能を達成できなくなることを考慮して、なるべく社会的標準的な水準で算定している。

とりわけ、高齢者の場合には、一般的に流布しているような社会から離脱している存在（理論的には、パーソンズの「病人の役割論」がある。パーソンズ著、佐藤勉訳、『社会体系論』青木書店刊、X章参照）ではなく、社会生活に積極的に参加している姿を想定している。この場合にも、今日の高齢者の日常生活動作の実態や消費生活の実態に基づき、今日の高齢者は、病気がちで無能力な状態ではなく「病気とうまく付き合いながら」生活している状態にあり、消費生活も教養娯楽費や交際費の上昇がみられ、社会的責任から免除されている状態ではなく、積極的に社会生活に参加している姿を想定している。

また、センがいう高齢者に対する配慮に基づいて算定している。高齢者は、咀嚼力が低下していること、それに伴う栄養価の高い食物の摂取、家族、親族、友人、地域社会とのつながり

が広く、それに伴う社会的体裁維持のための交際費の必要性が高いことなどを考慮して算定している。

以上のような考え方に従って試算したのが、京都総評の最低生計費試算である。その詳細については、拙稿「構造改革」の下での「生活崩壊」と最低生計費」（「賃金と社会保障」2006年7月上旬号所収）を参照されたい。

4. 労働組合による下からの最低生計費を機軸としたナショナルミニマムの実現

(1) 包括的な最低生活保障の体系ーナショナルミニマムー

憲法25条が規定する「健康で文化的な最低限度の生活を営むことを保障する」といった場合の「営む」とは何かということに注意を要するであろう。最低限度の生活を営むということの意味は、先のセンの潜在能力アプローチを想起されたい。福祉・「生活の質」を満たすために最低限必要とされる機能を達成できるものでなければならない。その手段として、所得保障が必要であることはすでに最低生計費としてみてきたところである。

そこでまず、最低生活保障の体系は、所得保障としての社会保障制度である。それは、第1に、病気やケガ、障害、失業、高齢など生活上の事故や起伏に対する所得保障制度がある。これは生活上の事故が発生した場合に放っておけば貧困に陥るのであるが、その貧困の原因を除去することを目的とした防貧としての機能がある。第2に、貧困に陥った場合の所得保障制度が必要とされる。これは、貧困の救済という意味でいわゆる救貧としての機能がある。前者は多くの国では社会保険制度で対応している。後者は公的扶助制度で対応している。

所得保障としての社会保障制度だけでは、最低生活を営むことはできない場合がある。生活を「営む」ことを可能とするためには、他の援助を必要とする場合がある。児童や障害者、高

特集・日本国憲法と生存権

齢者など、自立した生活が困難となる場合がある。センのいう人間存在の多様性の第1にあげた個々人の身体的特徴の違いや第3の心理的抑圧的状况を配慮する必要がある。例えば、身体的介護、孤立・孤独を防ぐための精神的介護が必要となったり、場合によっては、買い物や食事の支度、掃除、洗濯といった生活援助が必要となる。また、何よりも自立した生活が困難となった場合に、その生活の状態を聞き理解し共感するとともに、どういった福祉サービスを受けられるかなどの相談を受ける総合的相談が必要となる。

以上のような所得保障制度や社会福祉サービスは、最も分かりやすい最低生活保障の体系であるが、生活を営むといった場合には、それだけでは、基本的なものが欠けていることになる。それは、生活の一般的条件・基盤＝「生活基盤」である。いわば、生活を営むための土台となるところである。例えば、住宅、教育、医療、交通、通信、水道、ガス、電気といったものである。生活基盤は“ライフライン”として一般的に知られているものである。それがないと生活が成り立たない、基本的な土台を意味している。これは、社会の存立、したがってそれを構成している人間の存立にかかるものであることから、しかも個々人がそれを建設したり維持する場合には莫大な費用がかかることから、従来、国や自治体はその建設や維持・運営を行ってきたものである。

以上のような所得保障制度や社会福祉サービスを運営・維持し、生活基盤を建設・運営するためには、税金や社会保険料を財源とすることになる。そのためには、それを負担する現役労働者をはじめとした勤労者の雇用と所得の保障が必要となる。現役各層の最低生活を保障することにより、貧困に陥ることを予防するとともに、担税能力を高めるためである。それが、完全雇用政策であり、最低賃金制度である。あるいは、最低賃金制度を補完するための児童手当

制度である。

最後に、以上のような社会保障体系の前提条件として、性差別や人種差別、階級対立、暴力や犯罪、平和の問題に立ち向かう必要がある。

最低生活保障の体系としてのナショナルミニマムは、いかに包括的でなければならないかがおわかりになったと思う。その包括性とは、第1に、全国民を包括すること、第2に、最低生活を営むためには包括的な体系が必要とすること、といった2つの意味がある。

(2) 国民生活崩壊の構造－「賃金依存率」の急激な上昇－

こうした包括的な社会保障体系を維持・運営するためには費用負担の問題が残る。その費用は、労働力を長期的及び短期的に再生産するための費用とみることができる。したがって、この労働力の再生産費用は、直接賃金として支払われるものと、社会保障・社会福祉諸制度や生活基盤に関わる諸制度を通して、現金や現物、サービスといった形を取って間接的に社会的給付される部分から成り立っている。前者はいわゆる「直接賃金」であり、後者は「間接賃金」といわれるものである。後者は、個人や企業が支払う税金や保険料を財源とし、所得の再分配として社会的に給付される。近年では、それに加えて医療や福祉サービスなどの利用料・使用料などの名目で負担の一部が利用者から徴収されることが増えている（医療や介護の自己負担、ホテルコスト、給食の実費、障害者の自己負担など）。

80年代の臨調「行革」から95年以降の「構造改革」において、社会保障や社会福祉あるいは生活基盤に関わる規制緩和、民営化、商品化が進行している。その中で、それらの費用負担の問題が国民・労働者世帯にとって大きな問題となっている。

まず第1に、労働力の総再生産費が直接賃金と間接賃金の総和であるとすれば、この間の間

接賃金の削減をその分直接賃金の補填がなければ、労働力の総再生産費は低下し、国民・労働者世帯の生活は低下することになる。しかし、直接賃金は1997年と比較するとほぼ1割減少している。

第2に、間接賃金の低下は、それを補うための自助努力を必要とする。すなわち、公的年金の支給開始年齢の引き上げや年金額の引き下げを補おうとすれば、個人年金に加入せざるを得ない。また、医療保険の保険給付が引き下げられると、それだけ窓口負担が増え、それに備えるために生命保険やガン保険、成人病保険などの民間保険への依存を強めざるを得なくなる。それだけでなく、住宅や教育に関わる費用は、わが国においては自己負担比率が高く、多くの世帯では多額のローン返済をほぼ生涯にわたり払い続けている。

第3に、直接賃金から税金や保険料を差し引いた可処分所得が低下すれば、国民・労働者世帯の生活は悪化することになる。それは直接賃金と税金・保険料の伸び率との関係による。この間、直接賃金の伸び率よりも税金・保険料の伸び率が大きく、したがって可処分所得は低下している。

第4に、税金や保険料は、その支出の選択の幅が非常に狭くしたがつて「社会的固定費」としての性格が強い費目であるが、それ以外にも、生活基盤確保のための支出である住宅費、教育費、水道・光熱費、交通通信費もまた同様の性格をもつ。しかも住宅や教育の確保のためにローンに依存していることを考えれば、住宅・教育ローン返済額も同様の性格をもつ。また、民間保険掛金もまた上記の理由で同様の性格をもつ。これらも社会的固定費とするならば、直接賃金から社会的固定費総額を差し引いた額が「実質的可処分所得」となる。この実質的可処分所得が低下しているのである。それは、いうまでもなく、国民・労働者世帯の生活の悪化を意味している。

第5に、以上のことは、結局、労働力の総再生産費の多くが直接賃金への依存を強めていることを意味している。これを「賃金依存率」として表すと、社会的固定費総額／直接賃金ということになる。この賃金依存率が臨調「行革」から「構造改革」にいたる今日まで急速に上昇しているのである。

第6に、近年、低所得層ほど「賃金依存率」が高くなる傾向を示し、それだけ低所得層では、本来、節約・削減が困難な国民健康保険料や国民年金保険料の滞納・未納が増大したり、住宅ローンなどの多重債務で自己破産したり、授業料を払えずに退学したり、経済苦から自殺者が増えている。低所得層では、生活破壊の可能性が増えているのである。

第7に、低所得層を増大させ「賃金依存率」を高めれば、結局は生活破壊が進み、生活困窮者が増えて、生活保護受給世帯を大幅に増やす結果となるのは目に見えている。

第8に、結局は、「構造改革」を続けていけば、国民生活は総体として崩壊していくことになる。自己責任あるいは自助努力の政策をとることは、本来、直接賃金をそれに見合うだけ増大させることを意味しているが、直接賃金を引き下げて、しかも自己責任を強めることは、本来、矛盾した政策と言うことになる。その矛盾は、国民生活の崩壊を意味することに他ならない（詳しくは、拙稿「労働者の生活とナショナルミニマム」、『労働総研クォータリー』2006年春夏合併号所収、参照）。

(3) 国民生活の再構築

京都総評の「最低生計費試算」を機軸として、生活保護基準、最低賃金、リビングウェッジ・公契約条例、最低保障年金、課税最低限（生活費非課税原則）、国民健康保険料の減免などの幅広い運動の展開が必要である。憲法25条の「生存権」を守る闘いという共通した理念のもとに、ナショナルミニマムの実現を図ることなしには、

特集・日本国憲法と生存権

国民生活の崩壊を防ぎ、国民生活の再構築を図ることはできない。

すでに述べたように、生活保護制度における高齢加算の廃止、母子加算の削減・廃止が断行されている。これに対しては、「生存権裁判」が京都を皮切りに秋田、新潟、広島、北九州で行われている。東京や埼玉などでも準備が進められている。各地域で展開されている「生存権裁判」は、弁護団

を中心に相互に連携をもって展開されている。支える会や世話人会も組織され、その支援体制を整えている。しかし、その闘いは、点から始まって線になろうとしているにすぎない。面となるためには、労働組合をはじめとして業者団体や福祉の当事者団体、消費者団体、住民運動などの幅広い大衆運動が必要である。

(かねざわ せいいち・理事・佛教大学教授)

最低生計費試算と最低賃金引き上げ、 ナショナル・ミニマムへのとりくみ

辻 昌秀

はじめに

京都総評（全労連加盟、組合員約7万人、28単産、20地区労協で構成）は2006年7月に「最低生計費試算結果」を発表しました。これは、2004年の秋からプロジェクトチームを作り作業をしていたもので、仏教大学の金沢誠一教授の全面的なご協力をいただき、京都総評の役員や傘下組合の役員・組合員をはじめ、京生連にもご参加いただきました。この最低生計費試算結果を発表後、専門誌に掲載され全国で行われている生存権裁判の証拠として提出されたのをはじめ、マスコミでも配信され、各地の最低賃金引き上げのたたかいと関連して載りました。

ここでは、この「最低生計費試算」にいたった経緯や、試算の内容、試算結果の意味などについて述べるとともに、最低賃金をはじめとしたナショナル・ミニマムとの関連について触れたいと思います。特に、ナショナル・ミニマムとの関連については、試算についての学習からはじまった段階から重要な注目点となりました。ちょうど中間点である2005年の9月には、別途開かれているナショナル・ミニマム検討会と合同の会議を開催し、ナショナル・ミニマム確立と最低生計費試算との関連について議論をしました。そして最終報告書は『『構造改革』の下での『生活崩壊』と最低生計費試算』との表題で、文字通り、労働者と国民の中で生活崩壊が進み、貧困化が進んでいる中で最低生計費試算の打ち出しとなりました。

最低生計費試算のきっかけ

私たちが最低生計費の試算をしようと考えたのは、長年、最低賃金の引き上げや全国一律最低賃金制確立を求めるとりくみをしてきましたが、常に「壁」を感じてきたからです。この間、「現在の最低賃金は生活保護の最低生活費より低く問題だ」との主張をしてきましたが、制度の違いを理由になかなか受け入れてもらえない状況が続きました。この流れが変わっていくのが、2001年の国会での質疑で、厚生労働大臣が、はじめて最低賃金が生活保護よりも低いという指摘について事実上認め、検討を約束した頃からです。それまでは、政府は逆転していることさえ認めませんでした。その後、厚生労働省に研究会が設置され、「(最低賃金は)実質的に生活保護の水準を下回らないようにすることが必要」との報告が出され、現在、労働政策審議会最低賃金部会で審議が続いています。この結論がどのようになるのかは注目されるのですが、私たちが積極的に意見を上げ、低すぎる最低賃金の引き上げの世論作りをしないと、まともな結論が期待できないのは明らかです。最低生計費試算は、ちょうど厚生労働省の研究会が発足した2004年の9月からはじまりました。9月に行われた京都総評大会方針で確認し、10月に第一回目の京都総評最低生計費試算プロジェクト会議を開催しました。

私たちの最大の関心事は、現行の最低賃金では生活できないとして、実際にどれぐらいの生活費が必要なのか試算してみたいと考えたことです。

これは、以前(02年末)調査に行ったアメリカで

特集・日本国憲法と生存権

の「生活できる賃金」を支払わさせるとりくみ(リビング・ウェイジキャンペーン)で、生計費問題の研究が進められていたことにも触発を受けました。リビング・ウェイジキャンペーンでは、ほとんどのところでアメリカの貧困ラインをもとに金額設定がされていますが、同時に、この運動の中で生計費問題の研究が進み、実際にはこの貧困ラインの1.5倍から2倍の生計費でないと生活できないとの試算も出されるなど、運動に必要な根拠を示したとりくみがなされていました。

日本の社会の中で最低限の生活をするにはどの程度の生活費が必要なのか？アメリカと同様に貧困化が進行する日本で具体的な数字を提示することは、大きな意味があると考えました。

そして、常時10名程度の検討会を設置し、月1回のペースで学習からはじめ、常に最低生計費とは何かについて、その時々の問題意識に基づいて議論しました。何がぎりぎり必要とする生計費なのか、社会的にも共感をしてもらえる内容は何かについて議論しながら進めたというのか特徴だと思います。

試算の方法＝マーケットバスケット方式

試算は、次のような方法でおこないました。まず、算出方法をマーケットバスケット方式で行うこととしました。これは、全物量積み上げ方式というもので、最低生活の明示する消費生活内容を、品目別に一つ一つ積み上げるやり方です。そして、二つの調査をおこないました。「生活実態調査」と「持ち物財調査」で、前者は、日常の生活のあり様を把握するもので、朝食、昼食、夕食の取り方や費用、どこで物を買うのか、余暇の過ごし方、旅行や娯楽をどのようにしているのか等、最低生計費のモデルを考える基礎にしました。後者は、各個人が何を持っているのかの調査で、家具・家事用品、被服及び履き物、教養娯楽用耐久財、教養娯楽用品、理美容用品、身の回り用品など、すべての持ち物を記入するという点で大変いやがられた調査

でしたが、この調査結果をもとに、最低生計費に算入する持ち物を決めていきました。

調査にあたっては、次のような調査の内容や目的を明示して行いました。(1)主な対象として、若年の単身世帯を中心としながら他の年齢階層、单身以外の世帯についても対象とすること。(2)最低生計費とは「生命の維持・単なる肉体的能率の維持」の水準ではなく、今日的な生活様式を満たし得る最低の社会的再生産の水準で、社会的「生活基盤」制度や社会保障・社会福祉制度は現在与えられている一定のものを前提として、その基礎上的消費生活の必要最低限の「基準」で、議論して決めていくこと。(3)調査方法は、マーケットバスケット方式で試算をおこなうこと。これは、最低生計費の明示する消費生活の内容を、品目別に一つ一つ積み上げる方法で、このことによって、最低生計費の内容を具体的に提示することとなり、その当・不当についての大衆的議論を行うことができるとともに、合意形成をすることができること。(4)以上のほか、調査は運動の一環として位置づけ取り組むことや、ナショナル・ミニマム(国が国民に保障する健康で文化的な最低限度の生活保障制度)の視点を重視する。という4点を調査に協力してもらう方々に示しました。

これらのアンケートは2005年3月から4月にかけて行いました。また、生活保護の老齢加算の廃止に関して生存権裁判がはじまったこともあり、高齢者に関して追加の調査を同年の11月から12月にかけておこないました。調査は、京都総評加盟の各単産の労働者・サラリーマン、年金生活者、京都生活と健康を守る会会員を対象として、世帯類型別、層別抽出法によるアンケート調査で、生活実態調査は、有効回収数419ケース、有効回収率29.9%で、持ち物財調査は、有効回収数395ケース、有効回収率28.2%でした。

これらのアンケート結果のうち、世帯類型で一定の集計のあった「若年単身世帯」と「夫婦と未婚子の四人世帯」について試算を行うこととするとともに、後に追加した高齢者について、「高齢単身世帯」と「高齢夫婦世帯」の合計4つの世帯モデル

について試算を行うこととしました。

最低生計費といっても、どこで住み、どのような生活スタイルを選ぶのかで違ってきます。この頃になると、一体最低生計費とは何かと言うことについて、繰り返し議論しました。そして、各世帯モデルについては、いずれも京都市内在住とし、若年は、男性20代、賃貸アパート1K住まい、4人世帯モデルは、40代夫婦と男子・中学3年生と女子・小学3年生で、賃貸マンション3DKとしました。また、自動車は持たず、通常は自転車と公共交通利用としました。高齢者世帯は現役を退いた高齢者のそれぞれの世帯としました。自動車保有については、京都市内在住として所有しないということにしましたが、当然、地方都市の場合は保有を前提とするなど変わってくることになると思います。

次に行ったのは、価格調査で、持ち物調査の結果にもとづき70%の人が持っている物のリストを作成し、価格調査を行いました。7割の保有率としたのは、最低限必要なものとの想定からです。例えば若年単身の場合、約450品目の内、約150品目が70%にあたりました。価格調査は、生活実態調査にもとづいて、多くは大型店で調査をしました。大型店に行けばわかりますが、電気製品などで、極端に価格の低い製品が売られています。私たちは一般標準的なものよりはかなり安いものを選びましたが、極端に低い価格のものは耐用年数等が未知数のためはずしました。そして、この結果にもとづいて、耐用年数と消費量を決め、月価格を算出しました。同時に食費、水道・光熱費、保健医療費、交通通信費、教育費等々について、統計を利用して月あたりの費用を算出しました。

若年単身世帯で年額約237万円に

以上のような方法で算出したのが、別表に示した総括表です。若年単身世帯モデルの場合、最低生計費は月額164,895円で、税金などを入れた月額は197,779円、年額で2,373,348円です。こ

の表の最初の「消費支出」は、「食費」から「その他」までの消費生活の内容を一つ一つ積み上げたものです。この「消費支出」の約1割を「貯蓄・予備費」として15,000円（若年単身）を入れたのは、最低生計費といってもすべての人が同じ生活を送るものではなく、多様性があるということが前提だからです。試算する最低生計費はあくまで平均値で、人によって違います。突然の出費などが発生する場合もあることから追加したもので、「消費支出」と「貯蓄・予備費」を合計して最低生計費としました。

「中年夫婦と未婚子4人世帯」の場合は、月額で402,254円、税込みで482,225円、税込み年額で5,786,700円でした。この場合は、文字通り4人の生計費を積み上げたもので、稼ぎ手が一人か二人かは問題としていません。高齢世帯についても同じような考え方にたっています。

さて、この最低生計費とは、時々テレビでやっている「1万円生活」などとは、全く違う内容をもっています。一言で言えば「人間に値する生活」を送ることができるかが問われています。飢餓的な水準を最低とする考え方ではなく、人が働いて社会生活を送る上での最低限を考えています。当然、適切な栄養を得て社会生活ができる、人と交際できる住居や被服をはじめ、最低限の教養娯楽ができることを想定しています。議論をする中で、例えば、受験を控えた中学3年生の学習塾の費用として月1万円を想定しました。礼服がないばかりに冠婚葬祭に参加できないということがないように、礼服を必要不可欠なものと考えました。また、交際費についても、節約は社会的孤立につながるということから社会的に標準な支出を想定しました。余暇の過ごし方についても、調査にもとづいて、積極的に社会生活できるように算定しました。

これらは主要には生活実態調査にもとづいての議論ですが、この組合員を中心とした調査結果は、意外にもかなりつつましいものでした。例えば単身者の昼食費用は一回当たり500円以下

特集・日本国憲法と生存権

が圧倒的多数派で、仕事が終わった後も飲みに行ったり会食するのは月に数回程度という結果でした。今日の生活の厳しさが反映していると感じました。

4つの世帯モデル結果と

生活保護などとの比較

四つの世帯モデルの試算結果がどのような位置となるのか、以下に報告書にもとづいてまとめてみました。

(1) 生活保護基準との比較

生活保護の最低生活費と比較しました。比較の方法は、生活保護の1級地の1で、税金や社会保険料が免除されていることや働いている場合は勤労控除がありますので、保護基準に1.4倍したものとの比較と、保護基準の生活扶助額の部分のみを、最低生計費の中の生活扶助相当額とを比較することをしました。

- ① 若年単身世帯の試算結果では、生活保護の1.19倍、生活扶助部分では1.27倍となります。
- ② 夫婦4人世帯の試算結果では、生活保護の1.33倍、生活扶助部分では1.25倍となります。
- ③ 高齢単身世帯の試算結果では、生活保護の1.19倍、生活扶助部分では1.36倍となります。
- ④ 高齢夫婦世帯の試算結果では、生活保護の1.46倍、生活扶助部分では1.64倍となります。

以上のように、生活保護の最低生活費を約1.2倍から1.6倍の金額となったといえます。

(2) 最低生計費試算結果未達の世帯の割合

わが国で最低生計費試算結果未達の世帯の割合がどれくらい存在しているのかについては、国民生活基礎調査にもとづいて、以下の通りとなります。

- ① 29歳以下の単身世帯で250万円未満の世帯の割合は、64.2%存在します。
- ② 40代の夫婦と未婚子のみの世帯で550万円未満の世帯の割合は、30.8%存在します。

③ 65歳以上の高齢単身世帯で250万円未満の世帯の割合は、81.1%存在します。

④ 65歳以上の夫婦のみの世帯で350万円未満の世帯の割合は、52.1%存在します。

以上のように、大変高い確率で最低生計費以下の世帯が存在していることがわかります。

最低生計費試算結果が示したもの

最低生計費試算の結果は、次のようなことを示したと考えています。まず、日本社会にはない貧困ラインを示したと思います。期せずしてOECDが出した日本の貧困ラインは238万円で、私たちが試算した若年単身の最低生計費とほぼ一致しました。次に、生活保護を引き下げる動きがある中、最低生計費の具体的な内容を示した点で、生活保護の水準を引き下げない根拠の一つになると考えます。さらに、当初の目標であった最低賃金を引き上げる時のあるべき水準を示すことができたと考えています。今年の10月からイギリスの最低賃金上がり、時間額で約1,100円台後半(5.35ポンド、為替レート換算)の金額になりましたが、若年単身世帯の最低生計費試算結果は、これとほぼ同じような水準と言えます。そして、人々は、自らの生計費との比較をおこない、何が問題なのかを知り、考えることができるようになったと思います。

その意味で、人々に目に見える形で、最低生計費の水準を提示し、合意形成をはかっていくための提起となったと考えています。

増大するワーキングプアと

歯止めのない社会

「格差と貧困の社会」が大きな話題となっています。ワーキングプアと呼ばれる低賃金の労働者が確実に増加し、特に、青年や女子の労働者が大きな影響を受けています。しかし、これでは、青年が将来に展望をもてないだけでなく、社会全体が機能していかなくなります。当然、消費力が落ちるとともに、社会保険も危機とな

り、税収も減少し公共的なサービスの低下にもつながります。社会不安も増大せざるをえません。働いても生活することができない収入しかえられないというのは、大きな社会問題です。しかも、その数はきわめて大きく、これまで日本の経済を引っ張ってきたといわれる団塊の世代の約1,000万人と比べると、ニートなどを含めると同じか、それ以上となります。すでに放置できない状況になっていると思います。

これは、日本の社会に大きな問題があることを示しています。ひとつは、低賃金をくい止める歯止めが機能していないことです。最低賃金は、あまりにも低く機能していません。また、最近よく取り上げられるようになったのは、生活保護問題です。「セーフティーネット」としての最後の制度が、政府による受給者制限のためのしめつけや、さまざまな加算の廃止や削減によって機能しなくなってきました。そのことを端的に示したのが、飢餓死の頻発などです。さらに、政府の「適正化」によって受ける条件がある人々でも排除されてしまっている実態が明るみになっています。生活保護の最低生活費は、一般国民の消費水準と比較して一定の水準(約70%弱)を見ることがとなっています。そのため、国民の消費水準が低下すると、生活保護も切り下げるということになりかねず、底なしとなります。

このような歯止めのない社会をどのように是正していくのが重大な課題となっています。

最低賃金引き上げの特別の重要性

今、グローバル化の中で、ワーキングプアは世界中で問題となっています。このワーキングプア対策として各国で行われているのが、最低賃金の引き上げです。世界の先進国の中で貧困率の最も高いアメリカでも最低賃金の引き上げやリビング・ウエイジ条例の制定で貧困をなくす努力がされています。連邦の最低賃金が低いまま変わらないため、すでに23州で最低賃金の引き上げが行われてきています。また、EU

では、最低賃金の水準について、その国の平均賃金の60%とする目標を提示し、各国で具体化がはじまっています。先ほどとりあげたイギリスをはじめ、EU各国が最低賃金の引き上げの努力をはじめています。

日本でも最低賃金の引き上げ、全国一律最低賃金制の確立のとりくみを、今日のワーキングプア対策の中心として本格的にすすめることが求められています。それは、これまでの最低賃金引き上げのとりくみの延長線ではなく、もっと大きな社会問題として世論の支持を得たものへと発展させなければなりません。ここで、最低生計費試算の役割が発揮できると考えています。特に、貧困の増大が、「生活保護は高い」とか、「公務員の賃金は高い」など、足引っ張りの社会を作りつつあります。連帯を強め、「格差と貧困」を拡大している原因にむかって行くのではなく、逆の方向に動きつつあります。ワーキングプアをなくすために、最低賃金の引き上げが重要であることと、その水準について最低生計費試算を示して世論の支持を獲得していくことが強く求められていると思います。また、支持を得られる客観的な条件がますます広がっていると思います。

先に触れた審議会で審議が行われ、最低賃金法の改正問題が浮上している今日、本格的にこの課題にとりくむことが重要です。ナショナル・ミニマムも、こうしたとりくみが前進できないと現実のものとはならないと思います。

そこで、最低生計費試算の結果を国民の中に積極的に宣伝・啓蒙していくこと、ワーキングプア対策として最低賃金の引き上げや制度改善、ナショナル・ミニマムの確立が重要なことを国民の中に広げることが強めたいと思います。また、今、京都では公契約条例に関して、その地域の社会的水準の賃金を支払うことと、もし、地域の社会的水準の賃金が低い職種がある場合は、現在の低すぎる最低賃金ではなく、最低生計費試算で示した最低生計費を支払うように求めて、自治体

特 集・日本国憲法と生存権

との懇談をはじめています。同時に、最低生計費試算にもとづいて、地域経済にどのような影響をあたえるのかについての試算をはじめています。これは、低賃金労働者の賃金が引き上げられた場合は、当然、消費にまわることから、試算をしよう

ということになったもので、地域経済との関係でも多くの方々に理解し納得してもらえる打ち出しを検討しています。

(つじ まさひで・京都総評副議長)

京都総評・最低生計費試算の結果について

京都総評は2004年9月から最低生計費試算プロジェクトを立ち上げ、2006年1月に二つのモデルについて発表し、7月にその後の検討を踏まえた二つの発表の修正とともに、新たに二つのモデルを追加しました。以下の総括表は、4つのモデルについての最低生計費試算の結果です。最低生計費試算の詳細、最低生計費とは何か、試算の考え方と方法、実際の試算の内容、試算結果の位置づけ等については、報告書「構造改革」の下での「生活破壊」と最低生計費試算をご参照ください。

最低生計費総括表

2006年7月31日

	老年単身世帯 賃貸アパート1K 男性 20代	夫婦と未婚子2人世帯 賃貸マンション3DK 40代夫婦 男子・中学生3年 女子・小学生3年	高齢単身世帯 賃貸アパート1K 男 75歳 年金生活者	高齢夫婦世帯 賃貸アパート1DK 男女 75歳 70歳 年金生活者
消費支出	149,895	366,254	148,253	244,543
食費	41,011	110,020	29,405	56,175
家での食費	21,511	82,230	23,405	44,175
外食・昼食	9,000	9,000		
外食・会食	10,500	11,000	6,000	12,000
外食・子供の学校給食		7,790		
住居費・共益費	41,250	62,500	41,250	47,850
光熱・水道	8,161	19,416	10,586	16,852
電気代	3,006	7,690	4,813	8,011
ガス代	1,919	5,810	2,837	3,783
他の光熱	73	1,182	796	1,284
上下水道	1,163	4,734	2,140	3,574
家具・家事用品	4,100	17,275	5,728	12,473
家庭用耐久財	1,563	5,512	1,839	3,713
室内装備・装飾品	191	1,565	216	1,064
寝具類	851	4,143	1,700	2,909
家事雑貨	703	4,000	917	3,112
家事消耗品	792	2,055	1,056	1,675
被服及び履物	7,090	27,935	5,373	16,462
被服費	5,782	23,599	4,533	14,174
履き物	787	3,294	579	1,767
洗濯代	521	1,042	261	521
保健医療	2,062	9,730	5,667	13,297
医薬品	477	1,274	1,118	2,495
健康保持用採取品	49	506	436	1,063
保健医療用品・器具	887	3,390	2,686	2,008
保健医療サービス	649	4,560	1,427	7,731
交通通信	12,703	21,920	9,470	12,635
交通費	3,520	7,040	2,640	5,280
通信費	8,941	14,396	6,588	7,113
自転車関係費	242	484	242	242
教育	0	31,605	0	0
教養娯楽	14,995	21,418	10,778	16,379
教養娯楽用耐久財	1,577	1,699	249	518
教養娯楽用品	133	691	0	0
書籍・他の印刷物	4,940	5,350	3,850	3,850
教養娯楽サービス	8,345	13,678	6,679	12,011
旅行・帰省	5,000	8,333	3,334	6,666
レジャー・スポーツ	2,000	4,000	2,000	4,000
NHK受信料	1,345	1,345	1,345	1,345
その他	20,523	44,435	29,996	52,620
理美容サービス	2,000	6,400	2,000	3,650
理美容用品	1,490	5,205	629	3,338
身の回り用品	519	1,696	326	1,447
こづかい	5,000	18,374	5,000	10,000
交際費	11,514	12,760	22,041	34,185
非消費支出	32,884	79,971	21,808	43,592
所得税	5,621	13,070	1,426	6,318
住民税	3,390	7,796	1,234	4,132
社会保険料	23,873	59,105	19,148	33,142
貯蓄・預備費	15,000	36,000	15,000	24,000
最低生計費(税抜き)	164,895	402,254	163,253	268,543
(税込み)月額	197,779	482,225	195,061	312,135
(税込み)年額	2,373,348	5,786,700	2,220,732	3,745,620

「座して死を待つか、立って25条を生かすか」 —社会保障「構造改革」に見る高齢者への集中砲火— 公文 昭夫

今も昔も、25条が泣いている

「宮城県に住む64歳になるおばあさんは、ずっと病気がちで3年前内臓の手術をうけ、その後ほとんど入院していたといひます。組合健保の家族給付を受けていたのですが、毎月1万5,000円ぐらい医療費がかかる。そんななかで“医者にかかるお金のことで、これ以上息子夫婦に苦勞をかけられない”という遺書を残して自ら命を絶ったのです」(1971年「一万人高齢者大集会」実行委員会パンフより)。

36年前に発行されたこのパンフレット(医療、年金、仕事という分冊で発行されていた)では、こうした悲劇が生まれる背景として、①生活保護にもはるかに及ばない低い年金(70年度の一級地の生活扶助基準月3万4,525円にたいして、厚生年金老齢年金が月平均1万8,000円、老齢福祉年金にいたっては月2,000円……当時の受給者300万人)。②生活実態を無視した高い医療費自己負担、③だから、働かないと生きていけないのに、高齢者にふさわしい仕事はない、④息子や娘にたよろうと思っても、高物価、低賃金でどうにもならない、と指摘していた。そこから「もうかんべんできない」という声が全国各地にひろがり、老人に無料の医療を、まともに生活できる年金を、という大きな運動が起きた。それが、老人の無料医療制度をもとめる全国での大行動であり、高齢者の大集会であった。

労働組合、医療関係団体、生活保護受給者の団体、女性団体などが総結集し、当時の野党(社会党、共産党、公明党、民社党)の統一行動を

うながす契機をつくった。73年、四野党が年金、最賃制確立で改正案を国会に共同提案している。法案の内容にはいろいろ問題があったが、院内外の統一的な運動形態がとられたという政治的意義は大きかったと思う。こうした国民的運動のうねりが、73年年金統一ストライキ(春闘共同会議52単産353万人が参加)、74年インフレ阻止、高齢者・障害者の生活防衛大行動へと結びついた。この年から「国民春闘」という呼称が生まれた。

周知のように、こうした運動の高まりが、国としての老人無料医療制度創設、年金額の大幅引き上げ(2.2倍)、スライド制法制化、児童手当制度創設、国保改善などの成果へと結びついた。

73年の石油危機を背景に、臨調「行革」軍拡(80年代)へむけての助走がはじまる。高齢化社会「危機」論、「日本の高齢者金持論」が世論操作の主役におどり出し、大型間接税と称する消費税構想が浮上する。石油危機以降の財政危機回避を口実としての中曽根「行革」が始動、90年代の橋本六大「改革」、そして2000年代の小泉「構造改革」へとひたすら弱い者いじめ(高齢者、障害者、患者、生活保護受給者など)の社会保障「行革」「構造改革」として連続、加速してきている。

宮城県の72歳の男性は聞き取り調査に答えて嘆き、怒る。「家族は一男二女で子どもたちは自立し、今は奥さんとの二人暮らし。年金は月6万5,000円(厚生年金)、奥さんの生活保護3万円が加算されるという生活である。家計の負担

特集・日本国憲法と生存権

になっているのは医療費、2人で通院月4回で1回の支払が4～5,000円。概算すると月あたり3万6,000円になる。……このような生活のため周囲との接触・交際もやらず、奥さんは家の中でひっそりと辛抱し、旦那さんは必要最小限にしばった活動で戸外へ出歩くだけの日常である」(06年3月・全日本年金者組合発行・『ふつうの暮らしがしたい―無年金・低年金者の証言―』より。この冊子には、「これ以上どこで切りつめたら」「カップラーメンをすすするしかない」「医療費が怖い」「サンマは三つに切って三日間」などなど深刻な生活実態が集められている)。

想い起こそう、70年代の老人パワー

36年前に発行されたパンフが指摘する高齢者を軸とした貧困の時代背景を現在にひきなおして考えてみよう。①生活保護基準におよばない低い年金。04年3月末現在の国民年金受給者は約1,600万人、平均年金額は月5.2万円である。うち900万人は基礎年金のみの受給者である。この人たちの平均年金月額が4.6万円にすぎない。民間産業労働者の厚生年金老齢年金の平均月額が17.1万円。夫婦単位だから1人分としたら8.5万円となる。しかもこの金額は年々減っている。賃下げと雇用不安(加入期間減)の結果といえよう(第1表)。これにたいして一級地の1(東京23区)の生活扶助基準(高齢者単身世帯)は7万5,770円である。家賃補助の目的で支給される住宅扶助を合わせると9万8,440円となる。前政権の小泉「構造改革」では、この、みずからの政治責任で放置しつづけてきた「格差」を逆手にとって、「だから生活扶助基準をもっと低くすべきだ」と逆立ちした生活保護改悪強化の方向をうち出してきている。冗談ではない。低い年金を引き上げることこそ、憲法25条の理念に近づくことではないか。②医療の窓口負担、保険外負担など自己負担が大きいの指摘は、80年代中曽根「行革」、ひきつづいての橋本六大改革(90年代)、そして今日の「構造改革」へと

負担増はさらに重く、拡大されてきている。とくに高齢者にとっては、73年実施の老人無料医療制度が廃止され、老人保健法による有料化が導入された。90年代から今日へかけて、負担はますます増えている。世帯主本人(高齢者を含む)の窓口負担も、当時の10割給付から9割、8割となり、2000年代に入って7割給付(つまり3割負担)となっている。当時とくらべて名目収入額は上昇していても、医療保険制度の負担増はより深刻になっているといえよう。③高齢者にふさわしい働き口がない、という指摘は、今日もまったく変わらない。それどころか、定年退職者など高齢者いじめの雇用保険法改悪が、連続してきている。たとえば、年金と失業給付の併給禁止、失業給付の給付額や給付期間の切り下げ、縮小などである。④息子や娘たちの生活も苦しく頼れない、という現実も深まったかたちでタイムスリップしてきている。

大多数の労働者がリストラに脅え、賃金はさがりつぱなし、劣悪な労働条件でこき使われる非正規労働者が雇用労働者の3人に1人という雇用破壊(厚生労働省の「労働経済白書」06年版では、20歳から24歳までの非正規労働者が92年から02年にかけて3倍にふえたと指摘している。同時に年収150万円未満が21.8%もいると言っている)の現実のなかで、両親にたよられたり、介護までしよこむとなったら共倒れである。

凶器と化した社会保障制度

06年1月、北九州市に住む56歳の男性が生活保護の申請をこたわられて餓死するという事件が起きている。4月には、同じ市内に住む64歳の女性二人が、これも生活保護の申請をうけてもらえず餓死している。

言うまでもなく、生活保護法は、憲法25条の平和的生存権保障を明記したうえで、生活に困った人は誰でも、いつでも保護申請ができる権利があることを認めている。それが行政の現場で

否定され歪曲されてきている。北九州市発行のしおりでは「(生活保護とは) 一日も早く自分の力で生活していけるように援助する制度」と説明している。ここには25条第1項の社会的基本的権利も第2項の国の責任と義務という大前提も完全に欠落している。現場での否定、歪曲の行政の根っ子が現安倍新政権をはじめ歴代自民党およびそれを軸にした連立政権の思想と政治にあることはいうまでもない。だから生活保護「適正化」という名の社会保障予算削減の政治のもとで、こうした悲惨な事件がくりかえされるのだ。

「適正化」政策に端を発した大きな出来事、闘いとしては50年代の朝日訴訟(いわゆる人間裁判)があるが、その後もマスコミが大きくとりあげないだけで、こうした事件はあとを絶たない。ほぼ20年前の1987年に起きた札幌餓死事件は、ショッキングなものだっただけに、まだ記憶に新しい。39歳の貧しい母子家庭の母親が、今回の北九州市同様、生活保護の申請をうけてもらえず、幼い三人の子を残して餓死している。同じ頃(87年)、東京の荒川区では、78歳の高齢者(女性)が、生活保護を受けられず「福祉は(福祉事務所。行政…筆者注)人を助ける

第1表-1 厚生年金保険受給者平均年金額の推移

(年度末現在、単位:円)

	老 齢			通算老齢	障 害	遺 族
		基礎または 定額あり	基礎及び 定額なし			
1999年度	177,046	-	-	54,197	106,120	91,470
2000	176,953	-	-	55,450	106,829	91,405
2001	174,839	178,685	98,021	56,160	107,189	91,535
2002	173,565	177,119	101,282	56,534	107,012	91,197
2003	171,365	174,663	100,869	56,399	106,188	90,334

資料: 社会保険庁「平成15年度社会保険事業の概況」(2005年2月発行)より

第1表-2 国民年金保険受給者平均年金額の推移

(年度末現在、単位:円)

	老 齢	新規裁定	通算老齢	障 害	遺 族
1999年度	50,118	53,081	17,899	76,888	83,444
	(44,098)	(53,102)	(17,899)	(77,011)	(72,282)
2000	50,984	53,916	17,975	76,666	83,502
	(44,783)	(54,017)	(17,975)	(76,819)	(71,988)
2001	51,684	53,515	18,053	76,455	83,348
	(45,431)	(53,731)	(18,053)	(76,623)	(71,446)
2002	52,291	53,809	18,135	76,263	83,326
	(46,073)	(54,124)	(18,135)	(76,443)	(71,161)
2003	52,314	52,600	18,058	75,385	82,297
	(46,246)	(52,962)	(18,058)	(75,573)	(69,862)

(注) () 内は、基礎のみ・旧国年の受給者について再掲したものである。ここで「基礎のみ」とは、厚生年金保険(共済組合を除く)も受給権を有しない基礎年金受給者をいう。

資料: 第1表-1に同じ

特集・日本国憲法と生存権

のでしょうか。苦しめる為の所でしょうか。生きぬくせ（勢）も何もなくなりました」という遺書を残して自殺している。

札幌、荒川区の「適正化」行政による悲惨な事件が、80年代からあいついだ中曽根「行革」軍拡の政治をひき金としていることは明白である。前述したように83年から老人保健法実施（老人無料医療の廃止）、84年健保改悪（世帯主本人一割負担）さらに同年、生活保護など全社会保障制度への一律一割の国庫補助金削減、翌85年には年金改悪と「行革」の政治が連続した。1割カットをとりもどそう（地方自治体の負担増回避）というあやまった手法が、生活保護をうけつけない、切りすてるという自治体のアクションとなり、札幌餓死事件、荒川区老女自殺事件（全国でも、さまざまな事件が起きていた）をひきおこしたのである。深刻さの度合いはちがうが、保険料納入率をあげるために、不正免除などで「ごまかし」をやった社会保険庁の不正操作事件も根はひとつである。時代は変わっても、今年発生した北九州市の餓死事件も例外ではない。札幌餓死事件のすぐれたレポート「福祉が人を殺すとき」（寺久保光良著。あけび書房88年刊）から、さらに数段進行して、人を救うべき社会保障制度が、国民不在、大企業優遇、改憲の政治・政権のもとでは、恐るべき「凶器」と化すことを示しているといえよう。

87年に上映された映画に山田洋次監督の「男はつらいよ—知床慕情」（第38作）がある。この映画のなかで山田洋次監督は、北海道知床の原野で獣医として働く順吉（故、三船敏郎）の口を通じて当時の政治への痛烈な批判をしている。「いいか寅さん。牛や羊、馬は昔はみんな人間の友だちだった。ところが今はどうだ。出すべき量の乳を出せなくなったら、ただちにと殺場行きだぞ。みんな経済動物になってしまってる。これを人間社会に置き換えてみる。役に立たん奴は切って捨てろというんだぞ。恐ろしい思想だと思わんか」と順吉が言う。フーテンの寅は、

よくわからないが「そうだ、そうだ。俺なんかいちばん先に切られちゃうよな」とあいづちをうつ。奇しくも、舞台は札幌餓死事件の起きた北海道。説得力があった。そうした政治の延長線上で、さらに弱い立場の人を切りすてる政治の維持、継続が安倍新政権によって宣言されているのである。

36年前（71年）、19年前（87年）のいわゆる「社会的弱者」、「負け組切りすて」の政治姿勢がより裾野をひろげてタイム・スリップしてきている。だから私たちの生活防衛の運動もタイム・スリップさせねばならない。「社会的弱者」は、今日、高齢者だけではない。小零細企業の多くの労働者、非正規労働者、フリーターなど、ふつう（であるべき）の労働者が、生活破壊の凶器と化した社会保障制度改悪の攻撃にさらされているのである。私たちはいま、憲法25条の理念の生きる「まともな社会保障制度を」、「パターカ大砲か」今なら「米か核か」が呈示する戦争をとるか、国民生活防衛の社会保障充実をとるかの岐路に立っている。まだまだ意識的に操作される世論誘導のなかで、私たちの運動は、決して十分ではないが徐々に草の根の怒りがひろがってきていると思う。

予測される11兆円超の「構造改革」

安倍新政権は、06年7月（首相自身が官房長官だった）に決定した骨太方針第6弾で、小泉「構造改革」をさらに徹底すること、具体的には社会保障予算を5年間で1兆6000億円削る、不足する財源として5兆円の税収増（消費税増税など）をおこなうとしている。

この社会保障削減予定額1兆6000億円の根拠だが、骨太方針06では「過去5年間の医療、年金、介護など社会保障制度改革の結果、国の一般会計予算ベースで1.1兆円、地方を合わせ1.6兆の伸びが抑制された」とし、これと同程度の改革を継続するというものだ。社会保障にたいする国の予算削減が、年間2,000億円程度で、一

見いかにも「たいしたものじゃない」と思わせようとしているが、ここには、圧倒的多数の高齢者、国民にたいする保険料、窓口の一部負担、ホテル・コスト導入（長期入院、長期施設入所者への食事代、部屋代負担などの負担増）、年金額引き下げなどの給付削減といった被害が除かれている。それを含めた被害は、第2表でみるとおり、8兆6320億円という巨額なものとなる。06年の医療制度「改革」が、06年から10年へかけて2兆7,000億円の負担増、給付減となっているので、これをのぞいたにしても、5年間の国民負担増、給付減は6兆円であり、1.6兆円などというチャチなものではないことがわかる。すなわち骨太方針で「継続する」と言っている「構造改革」による今後5年間の国民負担増、給付削減は、過去5年間と同程度というなら、すくなくとも6兆円をこえるものとなる。それに5兆円の新たな消費税を含む増税が加わるとすれば、11兆円の負担増、給付減という予測が成り立つ。

さて、それでは安倍政権が継続、強化するという「構造改革」の実像を、すこし丹念に見ておこう。

高齢者への集中砲火・

小泉社会保障「構造改革」の決算書

小泉社会保障「構造改革」の実相を、数字と具体的な法「改正」で見たのが第2表、第3表である。

〔それは弱い者いじめからはじまった—
02年～04年〕

この時期のもっとも大きな問題点は、02年から始まった「失業者」のための雇用保険「改正」と生活保護の「改定」である。雇用保険では、現役労働者の保険料値上げと、失業者への失業給付金の引き下げ（定年退職など高齢者を中心に）で、トータル6,400億円の被害をおしつけた。生活保護ではもっとも大切な生活扶助基

準を「国民の消費水準が下がっている」と勝手な口実をもうけて、03年度0.9%、04年度0.2%も引き下げた。同時に、高齢生活保護受給表の「老齢加算」（主として70歳以上）を3年間で廃止することを決めた。このため、04年度では「在宅」の場合で53.9%（一級地・東京など）、入院・入所の場合で53.9%という大幅な加算額の切り下げがおこなわれた。具体的な数字で見ると、71歳以上の人で、03年度には月1万7,900円（一級地）の加算額だったものが、04年度には9,670円に引き下げられたのである。病氣や怪我の危険の多い老人、医療費でも介護でも何かと出費がふえる人たちのための加算である。しかも、もともと土台である生活扶助基準が低い。そこから月1万円近い金額が減らされたのである。そして07年度にはゼロとなる。残酷としか言いようがない。失業者と生活保護受給者（05年度の厚生労働省調査では、生活保護世帯106万世帯のうち約45%が高齢者世帯である）、もっとも手厚い保障の必要な「弱い立場」の人たちの保障の切り下げから小泉「構造改革」が始まったのである。

とくに社会保障「構造改革」のスケープ・ゴートに高齢者を仕立て上げる戦略は、中曽根「行革」軍拡の政治から急速につよめられてきたといえる。理由は単純明快、根拠はきわめてアバウトで根拠の薄いものであった。高齢化社会「危機」論の世論操作の土台は、高齢者の比率が高まる、とうぜん医療費、年金、生活保護など社会保障・福祉の国の予算が、高齢者に喰われる（真面目くさって「枯木に花は咲かない」などの言動がばらまかれた）。したがって、高齢者に関わる予算の全分野で出費を抑制する戦略をたてた、ということだ。

そこでまず手をつけたのが、くりかえし言ってきたように国の老人医療無料化を廃止し、有料化する立法（老人保健法）をつくり実施した。戦術は巧妙で、「弱い立場の高齢者でさえ、病院にいったら窓口で一部負担（当初は定額、その

特 集・日本国憲法と生存権

第2表 高齢者に痛みが集中する小泉社会保障「構造改革」の決算一覧

年 度	「改定」法案	主なる内容	負担増・抑制額
・02～03年	医療保険	世帯主本人3割負担など	1兆5,000億円
・02～03年	雇用保険	保険料値上げ、給付額減	6,400億円
・03年4月	介護保険	保険料値上げ	2,000億円
・03年、04年	年金保険	物価スライドで年金額引き下げ	3,700億円
・04年10月	年金保険	厚生年金、共済保険料値上げ	6,200億円
・04年度分	生活保護	老齢加算縮小	170億円
小 計			3兆3,470億円
・04年～	年金保険	厚生年金、共済保険料値上げ(毎年0.354%) 国民年金保険料値上げ(月あたり280円)	1兆3,200億円
・05年、06年			1兆2,400億円
・05年、06年4月			800億円
・05年4月	雇用保険	保険料引き上げ	3,000億円
・05年、06年分	生活保護	老齢加算廃止	2,300億円
・05年10月	介護保険	ホテルコスト導入	3,000億円
・05～07年分	生活保護	母子加算縮小	30億円
・05～06年分	障害者自立支援	応能から応益へ自己負担の強化	690億円
・06年4月	介護保険	保険料値上げ(24%引上げ)	5,700億円
・06～10年	医療制度「改革」	高齢者窓口負担1割から2、3割へ 長期入院患者のホテルコスト導入 自己負担限度額、現金給付など削減	(5年間で) 2兆7,000億円
合 計			8兆6,320億円
・03～04年		酒税、たばこ税の増税 住民税等	8,376億円
・05～06年		消費税免税点引き上げ 老齢者控除廃止。公的年金等控除の縮小。住民税 の配偶者特別控除の廃止。高齢者の住民税非課税 限度額廃止	6,300億円 6,874億円
・06～07年		定率減税半減(07年全廃を画策) 消費税増税へ	1兆6,400億円
合 計			3兆7,950億円

資料：各年度国家予算、厚生労働省 年金、医療、介護各「改定」法などより作成

第3表 連続した「構造改革」(法改悪)のポイント

04年・年金「改正」..... 1兆3,200億円	
①保険料値上げ	厚生年金 17年までに18.3%(毎年0.354%引き上げ) 国民年金 17年までに月1万6,900円(毎年月あたり280円) 共済年金 17年までに厚生年金と同一にする(07年、一元化法で、短縮される)
②年金額の引下げ	04年から023年までに15%引き下げ
③マクロ経済スライド創設	物価スライドを軸に、少子化、高齢化率などを合わせて年金額上昇を抑える方式を創設
④基礎年金の国庫負担	現行3分の1を2分の1に引き上げ。09年度までにとしているが、消費税増税の口実、それと引き替えとなる。
⑤その他	離婚時の年金分割(07、08年度)。免除制度2段階から4段階へ。 在老2割カット廃止、70歳以上にも拡大。

05年・介護保険法「改正」..... 05、06年のホテルコスト等で8,700億円	
①保険料値上げ	24%の引き上げ。第1号被保険者の平均4,090円(値上げ前3,293円)。 第2号被保険者3,965円。 ・ 福岡9市町6,456円
②ホテルコスト導入(入所者の食費、部屋代の全額負担・05年10月)	月平均2~3万円の負担増 ・ 要介護5で特養多床室(5万2,170円→7万9,950円) ・ 要介護5で特養個室(5万2,170円→10万2,390円) 中央社保協調査...これが原因で退所者1,000人超す(06年7月発表) ・ ショートステイの食事代と連動
③要介護認定者の家事援助利用の制限	06年度4月実施。 要支援、要介護1の「新予防給付新設」。いままでのサービス廃止で2014年までに40万人の支援がなくなる(9,000億円の給付削減)。
④介護予防事業の国庫負担削減	国と自治体を実施している3つの介護予防事業を地域支援事業として介護保険に組み入れる。財源の2分の1を介護保険料でまかなう(負担増680億円)。将来は、65歳以上の健診の有料化もねらう。

特 集・日本国憲法と生存権

06年・医療保障、保険「改正」……………06年から10年 2兆7,000億円				
①高齢者の窓口負担引き上げ	・ 現役並み所得者(夫婦で年収520万円以上)70歳以上の窓口負担2割を3割に(06年10月) ・ 70～74歳の高齢者の窓口負担を1割から2割に引き上げ(08年4月)			
②70歳以上の長期入院患者の食費、部屋代の負担増(06年10月)	・ 現在は医療費1割負担+2万4,000円(食材費)が、1割負担+4万2,000円(食材費、調理コスト)+1万円(居住費)となる。月2万8,000円増。 ・ 08年4月からは65～69歳にも同様の負担をさせる。			
③高額療養費の自己負担額引き上げ	・ 70歳未満の一般所得者 現在7万2,300円+(医療費×1%) 「改正」8万100円+(医療費×1%) 平均的にみて7,800円増			
④現金給付の見直し	・ 被用者保険の埋葬料の定額化(06年10月) 「改正」前…賞金の1ヶ月分、最低保障10万円。 「改正」後…5万円に定額化 ・ 出産育児一時金 30万円→35万円(06年10月)			
⑤高齢者医療制度の新設	・ 75歳以上の高齢者だけの医療保険制度をつくる。 ・ 対象者約1,300万人。医療費約11.4兆円の10%を保険料で徴収。平均月5,000円の保険料を年金から天引き。			
⑥混合診療の実質的解禁	・ 保険が利く医療と利かない医療の組み合わせの実施強化。 ・ 特定医療費制度(84年導入)を「保険外併用医療費」として、混合診療の推進が図られる。→「保険免責制度」への突破口に。			
⑦療養病床数の再編成(削減) ——12年度までに	<table border="0"> <tr> <td>療養病床25万床→15万床</td><td rowspan="2">} 計23万床削減</td></tr> <tr> <td>介護保険適用13万床の全廃</td></tr> </table>	療養病床25万床→15万床	} 計23万床削減	介護保険適用13万床の全廃
療養病床25万床→15万床	} 計23万床削減			
介護保険適用13万床の全廃				
⑧都道府県単位への保険者の再編統合(08年10月) ★診療報酬の改悪	・ 当面、政管健康保険を全国一本から各都道府県単位で運営する。社会保険庁解体とあわせて実施。当然、保険料に格差が生じる。厚生省推計では、現行8.2%の保険料を上まわるところが12県と推計。			

後一割の定率負担となった)を払う。だから若者や普通の労働者も」ということで、健康保険世帯主の一割負担(現在3割にまで拡大)、年金の保険料3倍化、年金額の3分の1引き下げ、支給開始年齢引きのばしなどの年金「改正」が断行された。つまり、高齢者など弱者いじめから手をつけ、だからより「まし」なすべての人たちの社会保障の本丸を解体へともっていくというタチの悪い戦略だったのである。歴史はまさにくりかえされているのだ。

(04年年金「改正」で1兆3,200億円の負担増)

この負担増は、厳密にいうと17年までの13年間にわたる期間の保険料値上げによる負担の増加を示すものだ。04年「改正」では(第3表参照)、まず、この自動的保険料値上げを決めた。あわせて、年金額を20年間かけて(23年までに)15%引き下げる。すでに支給されている人の年金額は、新しくつくられた「マクロ経済スライド」制を使って、事実上年金額を引き下げていく方向がめざされる。こうした給付削減額の将来にわたっての推計を今ここではできないが、単純に03年3月末現在の年金総支出額40兆円の15%なら6兆円となる。たいへんな削減額であ

る。全労働者の現在から将来、いわば人間の生涯を一つの法「改正」で囲みこみ、規定するなどということは本来許されることではない。退職して年金生活者となっているOBと現役労働者が一体になって、この「改正」の進行にストップをかけることが、さし迫った緊急の課題である。

なお、04年「改定」で重要なことは、すでに10年前の94年「改定」時に、全会一致の付帯決議で決定しておきながら、一貫してさぼりつづけた「基礎年金国庫負担の2分の1への引き上げ」を09年に実施する、と決めたことである。おそきに失しているとはいふものの当然のことだ。問題は、この実施のためには「所要の財源を確保するための抜本的税制改革」、すなわち消費税増税を既定の事実にしようとしていることである。憲法の理念である応能負担の原則にも反する逆進性そのものの消費税増税を口実とするなど、とうてい認められるものではない。

〔抜本改革と自賛する06年医療「改革」と 05年介護保険「改定」にみる高齢者いじめ〕

この05年、06年の介護、医療の法「改定」が、すべての国民への激痛になることはいうまでもない。しかし、同時に特徴的なことは、その被害の中心軸が高齢者にすえられているということである。

たとえば05年の介護保険法の見直し(第3表)は、すべて大部分が高齢者への集中的被害となっている。ホテル・コスト導入(部屋代、食費代の全額自己負担)の対象者はすべて高齢者である。負担増が月平均2～3万円(05年10月実施)となって、負担増に堪えられず「退所」を余儀なくされた高齢者が1,300人(06年厚労省調査)を超えている。厚労省は、在宅介護へ移行しているのだから「介護難民ではない」と強弁しているが、この言いわけ自体、介護保険創設の趣旨に反する。今後ともこの数は増加していくだろう。

このホテル・コスト導入は、06年の医療制度「改革」でも、長期入院者(70歳以上)に月平均2万8,000円の負担増が強要されることになっている(06年10月実施)。

これまた、やむなく「退所」を余儀なくされる人が続出するだろう。ホテル・コスト導入以外にも、高齢者を中心とした保険料、窓口負担の負担増が決められた。たとえば、年金から死ぬまで天引きされる介護保険の保険料が24%値上げされた。医療では、当面、現役並み所得者(夫婦で年収520万円以上)の窓口負担2割が3割になる(06年10月から)。08年4月からは、70～74歳のすべての高齢者の負担が1割から2割(2倍)に引き上げられる。このほか、「高齢者医療制度の新設」(08年4月)で、いままで被扶養者だった70歳以上の高齢者も、すべて保険料を取られるようになる。支払わなかったら、保険証をとりあげる(75歳以上の人)措置がとられることになる。そして、長期療養者(ほとんどが高齢者)が入院しているベッド(療養病床)が大幅に減らされる。無抵抗の高齢者にヤクザなみの踏んだり、けったり、の暴力的「改定」がまかりとおった。そこにもってきて3兆7,950億円の大増税(第2表)が、これまた高齢者のふところを集中的におそった。今年の春先から全国の市町村に、一時は問いあわせと抗議が殺到し騒然となった。

この騒然の抗議や不満の声をどう高めていくかがこれからの大きな運動の課題でなかろうか。

前述した骨太方針06では、07年度以降の焦点として、再び雇用保険法「改正」、生活保護法「改定」を突破口とする意図をあきらかにしている。

雇用保険「改正」では、憲法25条の理念を土足で踏みじめる「失業」への国の責任放棄をうたいこむ予定である。すなわち、失業給付への国庫負担を廃止するという。「算術」的説明として積立金(黒字)があるから、といっているが、これを喰いつぶせば否応なしの保険料値上げ、

特 集・日本国憲法と生存権

給付水準の削減となるのは明白である。生活保護にいたっては、単なる基準の引き下げだけでなく、基準そのものを大きく見直すといっている。あわせて母子加算の廃止を計画している。引き続いて医療、年金、介護の「改正」へと連動してくる。とくに医療制度では、先送りされた「保険免責」（値段の安い病気はすべて自責）、それとセットで再登場する「混合診療」全面解禁。介護保険利用料を医療にあわせて1割から

2、3割へという「改定」が意図されている。医療、介護の限り無い私保険化への接近、年金の二階建て部分の民営化構想は、日本の公的社会保障（憲法25条の理念）の解体、全面的市場化へと扉を開くことになる。文字通り、「裸で狼の群のなかに」であり、それを日・米の金融独占資本、大企業が、今やおそしと待ちかまえている。

（くもん てるお・会員・年金実務センター代表）

国際・国内動向

米中間選挙の結果から見えるもの

岡田 則男

11月7日に投票がおこなわれた米中間選挙は、ブッシュ政権のイラク戦争政策への審判が下される選挙だといわれた。予想通り、イラク戦争・占領の継続にたいする有権者の「ノー」の審判で、ブッシュ共和党が大敗した。

12年ぶり民主党多数議会に

米連邦議会上下両院では、勢力が逆転し民主党が12年ぶりに多数を制した。数字に示された結果は激変といっていいただろう。上院100議席は、民主が6議席増やして51議席に、共和党は6議席減らして49議席に、下院では民主が30議席増やして231議席となり435議席の過半数を軽くクリアした。州知事選挙でも今回民主党が20州で勝ち、50州のうち28州で与党となった。そしてこの結果、2008年の大統領選挙で民主党が政権に返り咲く道を開かれたとの見方も一般적이다。

今回の中間選挙の特徴はなんといってもイラク政策への不満、不安の高まりのなかでの選挙だったということだ。ブッシュ共和党は、経済のさらなる成長より安全なアメリカをかかげ、イラク戦、占領を正当化し、イラクからの撤退を要求する民主党を、テロにたいして「軟弱」だ、「イラクから逃げるのか」と批判し、民主党多数の議会になればテロとの戦いが弱まると宣伝した。だが、現実には米軍の死者が2,800人を超え、負傷者23,000人という数字があった。もちろんこれ以外に、イラクの民間人5万人が犠牲になっている。

投票日から10日近く前におこなわれたニューヨークタイムズ紙とCBSニュースの共同の調査では70%が、ブッシュ政権は戦争を終結させる計画を持っていないと指摘。また、民主党も共和党も「勝ったらどんな方針で統治するのか、構想を持っていない」と考える人が多かった。ブッシュ政権は、テロの脅

威への対処を理由にイラクやアフガニスタンへの軍事介入を正当化しようとしているが、「共和党のもとではテロが増大する」と多くの米国民が見ており、民主党主導の議会になればイラクからの撤退につながるとの期待を膨らませる人が75%いた。ブッシュの訴えも、有権者の心を捕らえるにはほど遠かったのである。

イラクもさることながら、経済もブッシュ共和党にとってマイナスに作用しただろうと思われる。成長を売りにしていたブッシュだが、選挙投票日の約10日前に商務省が発表したところによると成長率は、今年第一四半期が5.6%だったのが第三四半期には過去3年で最低の1.6%であった。

投票率アップと新手の選挙資金集め

中間選挙にしては有権者の関心もいっなくなかったようで、投票率は40%。前回中間選挙の39.7%を上回った。従来中間選挙は国民の関心は低く、投票率の過去最高は1982年の42.1%だった。

二大政党制のアメリカの選挙では、投票率をあげることが、それぞれの党の重要なポイントになっている。18歳以上の国民は有権者登録をしてはじめて投票ができるが、その登録のさい、多くの州では、民主党、共和党、第三党などの政党支持を明らかにし、それにしたがって、予備選挙という党の候補者決定段階から有権者が二大政党制の選挙に組み込まれている。したがって、選挙運動の重点は、支持者をじっさいに投票所にいかせることとなる。このかぎりでは、特定の政党への支持を訴えるのとはちがうということなので、選挙資金規制外のカネが大規模に投入されるということなのだ。

アメリカでは、政治資金とくに団体献金が制限されている半面、一般国民にはわからないような（報道もされない）仕掛けがたねにあって、今回の

国際・国内動向

中間選挙では、規制の対象になっていない政治グループに3億ドルもの資金が注入され、そのカネがテレビ・コマーシャル、電話作戦、個別訪問、「投票に行こう」と呼びかける集会などの選挙運動に使われた。2004年に選挙資金法改正がおこなわれて、一人あたりの献金額を選挙から次の選挙まで10万ドルに制限することとなったが、特定の候補者への投票依頼をしなければ何をやってもいいということから、思い通りの政策を実行させるための投資として巨額の献金、投票動員という形でおこなわれたのだ。

労働組合のとりくみ

投票率が低いなか、実際に選挙で投票する4人に1人は労働組合員だという。その意味で今回も、労働組合にとって、とくに組合員を中心に投票動員をはかることが第一義的な活動だった。今回、イラク戦争の失敗で明らかに不利な立場においやられた共和党は、巨額の選挙資金を投じて投票率アップ作戦に力を入れたわけだが、労働組合も草の根の力を発揮して投票動員をおこなった。

この中間選挙で、労働組合組織は、全米で1億ドル(約117億円)を投じ、労働者の利益を代表する候補者への投票を呼びかけたと報じられている。米労働総同盟・産業別労働組合会議(AFL-CIO)は4,200万ドルを投じた。これは中間選挙としては最大規模だったそう。AFL-CIOの有力加盟組織のひとつで州、郡、市町村の職員を組織するAFSCMEは独自に3,300万ドルを使った。労働組合の組織率が比較的高い、自動車産業で発展したミシガン州では、2,000人のボランティアを動員して電話作戦を展開し、戸別訪問、工場の門前でビラ配布で、労組が支持する候補者への投票を訴えた。大統領選挙もおこなわれた2004年の選挙では16の重点選挙区にしぼってカネとヒトを動員したが、今回は200以上の選挙区に資金を投じた。一方、昨年AFL-CIOから脱退した労働組合の全国組織が中心になって結成した「勝利のための変革」(CtW)連合は、活動の重点を組合員拡大におき、選挙活動は3州にしぼって取り組んだ。

ただ、AFL-CIOとCtWは、今回の選挙にあたって、労働組合調整委員会をつくり、政治行動では両

組織間には差異より共通点が多いことを示している。なんのための分裂だったのかがあらためて問われるわけだが。

もうひとつのあたらしい動きとしては、AFL-CIOが、労働組合に加入していないミドルクラスの労働者を対象にしたコミュニティ「ワーキング・アメリカ」をたちあげ、それを利用して有権者(支持者)の掘り起こしで効果をあげたそう。また、比較的革新的政策を主張するリベラルなグループでニューディール政策の流れをくむロビー団体「ADA」(アメリカンズ・フォア・デモクラティックアクション)がおなじようなプロジェクトをたちあげ同じように活動した。さらに大都市を中心に貧困層の生活をまもるさまざまな活動を組織しているACORN(改革のためのコミュニティ団体連合)や全米自動車労組(UAW)などが中心になって1998年に立ち上げたワーキング・ファミリーズ党という組織が、二大政党以外の「少数政党」の選挙参加が可能なニューヨークなどで候補者をたててたたかうようになっている。

イラクの今後

ブッシュ共和党大敗、という見方では大方一致している。9・11同時多発テロ後のブッシュの対テロ戦争—アフガニスタンそしてイラク侵略—がウソで塗り固められた理由にもとづくものであったことはすでに多数の米国民が知っており、2003年3月に始まったイラク侵攻から3年半を経過するイラク戦争が、膨大な数のイラクの市民とともに、3,000人近い米軍兵士の命を奪っているからにはほかならない。この間には、戦場で息子を失ったシンディ・シーハンさんの精力的な訴え、現役軍人のイラク出兵拒否、イラクの収容所やグアンタナモ基地での「テロ容疑者」と米捜査当局あるいは中央情報局(CIA)がきめつけた人々にたいする虐待の暴露で、大義のないイラク戦争の実態がいつそう明らかになった。

そして、中間選挙の結果「イラクからの撤退」がいつそう大きな声になりつつある。もちろん、アメリカが二大政党制の国であり、議会の力関係の変化も、いずれも大企業の利益をまもる、ウォール街の意向を反映した政策を重視することや、米国の世界における覇権を主張する点で、政策的に大差のない

二大政党間の議会における力関係の変化である。現在おこなわれている米軍再編、とりわけ日本の米軍基地機能強化や、日米共同軍事作戦の増大などの危険な方向を逆転するものではない。しかし、二年後の大統領選挙をも視野に入れて考えると、やはり一定の変化は起こるだろう。

ひとつには、のべたように、米国民の間でのイラク戦争反対、米軍のイラクからの撤退要求の声の高まりが続いていることとあわせて、その方向で議会を突き動かそうという運動が起こっていること。もうひとつは、次の大統領選挙で共和党が敗北すれば、あまりにも大企業・ウォール街のいいなりの人間の労働関係委員会(NLRB)への任命や、裁判所判事の指名の流れを食い止めることが可能になるなどの変化もあるなどの点である。

超党派グループのイラク報告書

泥沼化はついに内戦状態になって、どうにも収拾がつかなくなっているイラク情勢に直面して、1月から発足する民主党多数の連邦議会は国民多数の声となった「イラクから撤退せよ」との要求にどう応えるのか。このままではおさまらないイラクをめぐる米国の情勢をめぐる国民の批判の増大はあらゆる世論調査でも明らかだ。

中間選挙での敗北から1ヵ月後、ブッシュ政権は、ペーカー元国務長官、ハミルトン元下院議員らの「イラク研究グループ」報告を受けた。この報告は、少

なくともブッシュ政権のイラク戦争の失敗を指摘し、「外交攻勢」を強めること、国際的コンセンサスをつくりあげること、イランとシリアへの建設的働きかけ、イスラエル・パレスチナ問題の解決などを含む勧告をしている。ブッシュ政権がこれをどのように受けとめ、どのような政策転換をおこなうのかが当面の問題になる。

「テロとの戦い」と言ってしまったブッシュにとって、イラク政策を180度転換させることが容易なことではないことは想像できる。その一方で、米国のさまざまな労働組合がつくる労働者反戦運動(US LAW)や平和と正義連合(UFPJ)に代表される広範な平和の勢力の運動は、中間選挙での共和党の大敗を受けてさらに活気づき、持続的に発展している。UFPJは選挙結果が明らかになると直ちに訴えを出し、イラク戦争反対・米軍撤退の公約で当選した下院議員にたいし、公約実行を迫るよう、それぞれの選挙区での行動を提起した。対イラク戦争開始の直前から活動を始めたUSLAWは、12月はじめクリーブランドで3回目の全国大会を開いた。現在5つの全国組織、18の州・地域組織、17の主要都市の労組地区評議会、80の大小のローカルユニオンなど合計149組織が参加し、反戦平和のたたかいに労働組合が文字通り機関車になっていることがわかる。こうした国民のたたかいがじわじわと米国の政治を動かす力になっている。

(おかだ のりお・会員・ジャーナリスト)

ブレア政権と英国労働組合

木暮 雅夫

9月12日のTUC(英国労働組合会議)大会の演壇に立ったブレア首相の演説は、激しいヤジとブーイングで満足以話することができないほどであった。この数日前の9月7日、ブレア首相はとうとう1年以内の辞任を表明し、第3期目の任期途中の首相降板が確実だったが、多くのヤジは今すぐ辞任を求めるものだった。そこで、ブレア政権を総括するにはまだ早い、これまでのブレア政権を振り返りながら、

ブレア首相が労働党の支持基盤であるはずの労働組合員からなぜこれほどまでに嫌われるようになったのかを考えてみたい。

ブレア政権の基本戦略

1997年5月の総選挙で、労働党が「地滑り的な勝利」を納めて政権を獲得、ブレア労働党党首が首相に就任した。この時ブレア氏は43歳、史上最年少の首相と

国際・国内動向

なった。現在では彼自身あまり使わなくなったとはいえ、周知のように「第三の道」という用語はブレア政権の性格をよく表すものと言える。「第三の道」において、ブレア氏は、労働党綱領から生産手段の国有化条項を削除し従来の労働党政権のような国有化と高福祉を基軸とした社会主義的方針から決別するとともに、サッチャー政権のような新自由主義の下で社会やコミュニティを軽視した市場万能主義の誤りをも批判した。市場経済と公正さのバランスを重視した訳である。とりわけ、サッチャー政権時代に予算削減により疲弊した教育と医療分野では、予算を大幅に増やしてこれら公共サービスの整備拡充を成し遂げることに、単純な意味での「小さな政府」路線を否定した。しかしその一方で、サッチャー政権による政府の歳出削減の基本路線は継承し、New Public Managementによる公共事業への民間導入を推進した。また、社会的弱者には救済ではなく自助努力を重視して「福祉から労働へ(welfare to work)」という基本姿勢を打ち出した。彼は、英国特有の階級社会の伝統と職業・雇用の非流動性および教育機会の不均等が格差の固定・拡大につながっているとして、国際競争力のある人材育成を目指して雇用の流動化を進めるとともに教育改革を最重要課題として取り組んだ。一方、労働党の支持基盤の拡大を図るため、労働組合とは一定の距離を置きつつ、ホワイトカラー、新中間層、財界を重視し、メディアを巧みに取り込んだ政策宣伝を展開した。

ブレア氏が党首になる前のことであるが、92年総選挙の敗北後、労働党内では、選挙前に野党側の優勢が伝えられながら当時の保守党内閣に失望していた国民がなぜ労働党に流れてこなかったかが問題になった。結果として「中間層の不満の受け皿にならなかった労働党」を改革する機運が高まった。ブレア氏はそうした「改革派」のリーダーだった。また、労働党は、それまで組合が党大会などで行使していたブロック投票（組合執行部が自組合員の労働党員票を一括して投票できる制度）を廃止して一人一票制に変更したため、労働党内における有力組合の発言力が相対的に弱められた。長い保守党政権時代に英国労働組合の弱体化が進行しただけでなく、労働党の政策決定過程、党首選出、国会議員候補選

出過程における労働組合の役割低下、労組への財政的依存の低下といった党内の構造変化が、ブレア政権誕生までに生じており、こうした経緯がその後の労働党政権と労働組合との関係に大きく影響したのである（S.Ludlam and M.J.Smith, *New Labour in Government*, Palgrave Macmillan, 山口二郎『ブレア時代のイギリス』岩波新書）。

ブレア政権の積極的な側面

上記のようなブレア政権の二面性を見るため、積極面と負の面に分けて見てゆこう。英国の労働組合指導者からも評価されるブレア政権の良さとは何か。まず、EUの社会憲章への参加と全国一律の最低賃金法の制定、企業の組合承認手続きの整備が挙げられよう。これらは、不満な点はあっても一定の政策的評価をする人が多い。また、経済的にも好景気に恵まれ、財界を始め知識人や労働者からも就業機会の向上、所得の向上、失業率の低下について評価されている。さらに、北アイルランドの和平合意、スコットランドとウェールズに対する地方分権、上院改革、対人地雷の全面禁止は、ブレア政権の功績と評価する人々もいる。このうち、組合に深く関係する部分でいくつか取り上げてみよう。

まず、EUの社会憲章への参加は、過去18年間の保守党による社会労働政策を大転換して、ヨーロッパ的な社会民主主義的政策をイギリスにも導入することを意味した。とはいえ、旧来の福祉政策を復活させるものではなかった。ここに「福祉から労働へ」というスローガンが意味をなす。すなわち、とりわけ若者の失業が社会問題化していた中で、単に失業手当を厚くするのではなく、失業手当に依存することなく自律して働こうとする者に就職機会を増やすべく教育訓練やサポート体制を充実させる政策をとった。また、EU指令を遵守する義務を負うことになり、米国に近かった社会・労働基準がヨーロッパ基準になった。とりわけ欧州一残業が多い国と言われている英国が、残業時間を含めて最大週48時間規制を守れるか注目された。今までのところ、イギリス政府が個別労働者の承諾を条件とする免除規定（Opt-out）を利用して週48時間超労働を認め、経営者側に配慮した姿勢をとっている。これはもちろん

組合側から厳しい批判を浴びている。

全国一律の最低賃金制は、「まともな最低基準と公正な職場」を提供すべく新労働党政権が保守党や財界からの反対を押し切って導入した新制度だが、これもサッチャー政権が廃止した旧来の賃金審議会方式とは異なっていた。旧来の方式は、業種別に三者とはいえ労使が中心に賃金審議会を構成して産業別団体交渉を補完する機関として存在していたが、ブレア政権はこれを全国一律最賃(NMW)として政府が任命する労使学識経験者からなる低賃金委員会(Low Pay Commission)の諮問を受けて決定する方式で復活させたのである。そこには従来のような産業別団体交渉に基づく労使自治の考え方はなかった。最賃額の設定自体は多くの組合指導者から評価されている。表1にも示されているように、1999年の実施以来、着実に最賃額が引上げられ、近年では平均賃上げ相場を上回る引き上げがなされている。これは、最低賃金額を平均賃金額の50%にまで引上げようとするEU内の最賃運動の観点からも評価される点であろう。その他、手厚い児童扶養控除や児童手当、低所得者向け勤労者控除など、低所得勤労者層への政策改善も進められている。

企業の組合承認問題は、サッチャー政権時代に雇用主が一方的に交渉相手の組合を承認する形になっていたため、労働組合の団体交渉権を一方的に否定する企業が続出し、組合衰退の最大の要因の一つと見なされていた。このため、1999年の雇用関係法に

より関係労働者の投票(CAC調停委員会が行う)による強制仲裁の組合承認制度が整備され、それまで組合がなかった日本企業などにも組合が作られるようになった。ブレア政権は保守党政権時代に課せられた多くの組合活動への規制を解こうとはしないが、基本的な組合活動には理解を示している。こうしたブレア政権の労働組合活動への政策効果が実際にどれくらいあるのかを推し量ることは困難であるが、組合員数の推移で見る限り、減少傾向に歯止めがかかったと言える。すなわち、1980年前後のピーク(当時1,200万人を超えていた)を境に坂を転げ落ちるような勢いで減少を続け、92年には753万人(組織率36.2%)、97年には643万人(同30.4%)と減少し続けていた組合員数が、それ以降、2000年643万人(同29.6%)、2005年617万人(同28.7%)となり(DTIの数字)、保守党時代の冬の時代は終わったと思われる。もちろん、各種教育訓練支援、組合員サービスの向上、パートナーシップやニューユニオニズムなど組合側の組織化努力があったからこそ、こうした結果につながったことは言うまでもない。ただ、組織回復ができていない点として、保守党時代の反組合政策の影響や雇用主の反組合同的態度だけではなく、産業構造・雇用構造の変化、経済・経営のグローバル化、新しい民間事業所における組織化の困難性などに十分対応できていない点にも目を向ける必要がある。特に90年代以降の英労働組合運動の特徴として、図1に見るように、男性組合員の減少傾向に歯

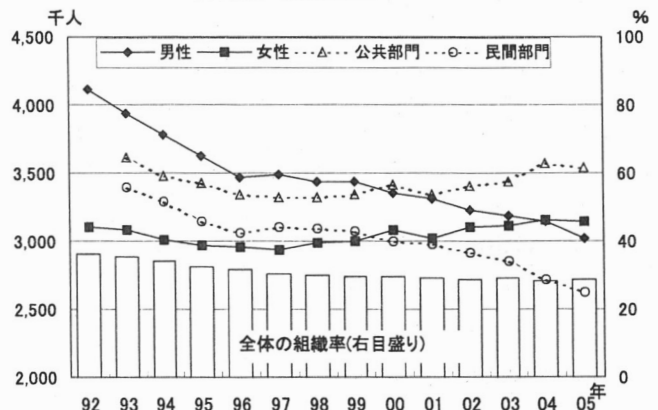
表1 英国の最低賃金額の推移

実施年月	(£/H)		
	成人	18-21歳	16-17歳
1999年4月	3.60	3.00	—
2000年10月	3.70	3.20	—
2001年10月	4.10	3.50	—
2002年10月	4.20	3.60	—
2003年10月	4.50	3.80	—
2004年10月	4.85	4.10	3.00
2005年10月	5.05	4.25	3.00
2006年10月	5.35	4.45	3.30

出所: Low Pay Commission

注: 1999年4月より導入

図1 男女別、官民別英国組合員数の推移



出所: 英国貿易産業省 (DTI)、「Trade Union Membership 2005」
注: グレートブリテン (GB)、千人、雇用者に占める数値。

国際・国内動向

止めがかかっておらず、女性組合員が増えた結果、組合員総数に占める男女の割合が逆転した。また、組織率で見ると公共部門で60%近くを保っているのに対し、民間部門では組合員数の大幅減とともに組織率も17%近くにまで落ちている（特に小企業）。前者は雇用人口が傾向的に抑制され、後者は雇用人口を増大させているから、こうした組織率の傾向は組合運動にとって重大問題である。

イギリス経済の好調さは現在も続いており、ブレア政権の失業・雇用政策を成功に導いている。特に失業統計では、表2に示すように、1995年の失業者246万人、失業率8.6%が、2005年には失業者135万人、失業率5.0%にまで低下してきている（今年は5.5%前後まで失業率が上昇している）。つまり、労働党政権はこの10年の間に111万人も失業者を減らしたことになる。この間のフルタイムとパートタイムの増大はともに12%であったから、日本のような急激な雇用の弾力化現象は起きていない。ただし、この間の所得格差は拡大しており、フルタイム労働者で見た場合、2005年には所得上位90%位が週£850（約18万円、前年比+2.7%）を得ており、下位10%位が週£236（約5万円、同+1.6%）であった（Labour Market Review 2006）。

表2 英国の失業者数と失業率（UK）

年	失業者数	失業率
1995	2,460,404	8.6
1996	2,340,076	8.2
1997	2,037,339	7.1
1998	1,776,429	6.1
1999	1,751,694	6.0
2000	1,619,118	5.5
2001	1,412,859	4.8
2002	1,519,416	5.1
2003	1,414,014	4.8
2004	1,360,994	4.6
2005	1,351,576	5.0

出所：ILO: Yearbook of Labour Statistics

ブレア政権の負の側面

最初にも述べたように、ブレア首相が任期途中で降板せざるを得なくなった最大の原因は、アメリカとの同盟関係に固執して中東政策でつまづいた点であろう。この点で、イラク参戦に抗議して院内総務を辞めたクック元外相は、「あの時（00年米大統領選）、アル・

ゴア氏が米大統領に選ばれていたら、英軍をイラクに派遣しなかったろうに」（『毎日新聞』）と語ったが、ブレア首相にとってもブッシュ政権の誕生は不運だったのかもしれない。とはいえ、イギリス国民が疑問を感じたのは、ブレア首相が国連によるイラク参戦を画策するためイラクに大量破壊兵器があると誇大情報に基づく主張を繰り返した点であり、中東が泥沼化する中でアフガニスタンへの英軍増派決定であり、イスラエルのレバノン侵略への暗黙の支持など、米英同盟に基づく英国の中東戦略である。これらの点は、ブレア首相が近隣のヨーロッパ大陸（仏独など）とは一定の距離を置き、アメリカ合衆国との同盟関係に身を任せた結果である。「テロとの戦い」で首相がいくら成果を強調しても、今日ではそれに耳を傾ける者は少なくなっている。それどころか、英国を始め欧州でのテロ攻撃やテロ未遂事件も止まらない、自国の安全が脅かされているという思いが国民にはある。また、安全確保を理由に駅周辺や停留所、公共交通機関の車内に監視カメラが設置され、都市部の主要駅ではイスラム系と覚しき人への警察官による荷物検査が時々目撃されるなど、人権が「テロとの戦い」の後に後退させられている状況がある。英国は歴史的に中東やパキスタンなどのイスラム圏との関係が深く、イスラム教徒の移民も170万人（人口の3%）もいる。イスラムの若者が差別され排除される例もあり、民族や宗教を巻き込んだ憎悪の連鎖が英国国内でも生まれようとしている。

国内政策でも労働組合から批判されている点がいくつかある。まず、公共事業の民営化路線は、英国労働組合と最も対立する点であろう。英国では、サッチャー政権の誕生以来、通信、航空、資源、運送、製造などの諸分野における国有企業が民営化され、郵便を除くすべての国有企業が96年までに無くなった。それゆえ、労働党政権になってからの民営化とは、主にPFIとかPPPと呼ばれる民間の資金・経営ノウハウを活用して公共部門の効率化を図ろうとする政策を推進・拡大している点にある。学校や病院、刑務所、消防など国や自治体などの公共事業の中で、事業運営、管理・経営業務など民間委託できる部分は積極的に民営化して、効率化を計ろうという（日本でも英国に倣い一部導入されている）政策である。こうした政策に対し、労働組合、とりわけ公共部門の組合から

は公益的観点からの真の効率性、安全性、安定性を軽視して、短期的な視野で競争を促して改革しようとする姿勢に強い批判がなされている。とりわけ、今年3月の中等教育改革関連法案の時は、労働党議員の多くが反対に回ったため、野党の保守党の賛成を得て法案が可決されるという、異常事態が発生した。この法案は、企業や団体の出資による学校設立を認め、義務教育を立て直そうという趣旨であるが、これにより学校間の競争と生徒の選別を促し、教育の平等の原則が脅かされるという反対の声が強かった。保守党は主要な争点である教育問題において労働党の分裂を見越して揺さぶりをかけ、次期選挙を有利に戦うべく賛成に回った(「朝日新聞」)。一方、こうしたブレア政権の民営化路線を嫌悪する労働組合の中には、雇用不安とサービス低下を招く競争原理の性急な導入に反対するだけでなく、鉄道など旧国有企業を再国有化せよという要求が強い。そこでは民営化後の重大鉄道事故の頻発や、民営化の失敗とされる利益優先による利用者にとっての非効率、安全性への不安などの問題が指摘されている。

労働組合員の間では、労働者の地位や労働条件に

ついても、他の欧州諸国と比べて低いといった不満を抱えている。イギリスでは、他のヨーロッパ諸国に比べて労働者の地位が守られていない(英国の集団解雇規制の緩やかさがある)ため、自動車産業などのグローバル企業は景気が悪くなると真っ先に英国の労働者を解雇して縮小・撤退してしまうという思いが強い。ブレア首相は、グローバル化の立場から技術力や競争力を高める必要があるとして、こうした要求には応えようとしなかった。

以上の他、今年だけでも①様々な政権中枢部のスキャンダルが発覚、②原子力発電所の新設を容認、③英国唯一の核戦力であるトライデント・システムの更新問題、④年金支給開始年齢の引き上げ問題、⑤医療財政の大幅赤字に伴う医療予算の抑制と公的医療制度(NHS)のリストラ計画、⑥EU拡大に伴う移民の増大と外国人労働者問題の深刻化など、労働党政府の評価を下げるような問題が起きている。これらのことも、今年の地方議会選挙での労働党の大敗につながっているし、ブレア政権への労働組合や国民からの批判に結びついていると思われる。

(こぐれ まさお・理事・日本大学教授)

タイのクーデターと国民、労働者のたたかい

三浦 一夫

9月19日の国軍によるクーデターから3カ月を前にした12月10日、タイの首都バンコク市内で、クーデター以後初めてといわれる規模のデモがおこなわれました。呼びかけたのは市民自由連合や人権擁護連絡委員会などの人権団体やNGO(非政府機関)。民主的権利の早期回復、民主的憲法の作成を要求しての行動でした。

王宮前広場に集まったのは最初は500人足らずでした。しかし、デモ行進が始まるにつれ人数は増え、市内の民主主義記念像前にたどりついた頃には3千人にふくれあがっていました。主催者が目標としていた3万人には及びませんでしたが、警察や地方行政当局の抑止行動にもかかわらずこれだけの人が集まったことを、タイのメディアは大きく報じました。



クーデターの指導者はソンティ陸軍司令官。2001年以来2期にわたって首相を務めたタクシン氏が国連総会出席のためにニューヨーク滞在中のことでした。タクシン首相家族の巨額の汚職疑惑や次第に強まる専横的な政治姿勢に対し国民の不満が強まり、退陣を求めた市民の行動が繰り返され、不正の疑惑が指摘され野党がボイコットした中で強行された下院選挙では首相与党のタイ愛国党が「圧勝」したものの、南部一帯などで不正があったことが明らかになり秋に再選挙とされました。これに対して、野党側はこのままでは民主的な選挙がおこなわれる可能性はないとしてタクシン批判を強め、事実上の政治

国際・国内動向

空白状態がつづきました。クーデターはその中の出来事でした。

タクシン政権に対する国民の見方は単純ではありません。農村部では、同政権が貧困救済、農村活性化政策、国家による医療費一部負担拡大などの政策を実施してきたこともあってタクシン支持が強いものの、バンコクなど都市部で、とくに中間層市民の間では不満、批判が圧倒的です。人権組織、市民団体、労組のほとんどがタクシン退陣を求め、メディアの間でも、政府批判の論調が広がっていました。そういう状況もあって、クーデター直後におこなわれた民間大学機関のおこなった世論調査では、84%が軍支持でした。

軍部は、あらゆる政治活動を禁止し、タイ初めての民主的な憲法といわれていた1997年憲法を停止、軍部による「民主改革評議会」を設置し、これを「国家治安評議会」とした上で、10月1日にスラユット氏を新首相に任命。暫定憲法を公布し、一般市民、有識者、一部労組代表なども含む242人からなる国家立法評議会を発足させます。スラユット首相は、前首相の汚職疑惑の追及のための委員会を設置、内政面では前政権の農村支援政策や医療政策の継続、強化を表明、さらに10月下旬には東南アジア諸国連合(ASEAN) 諸国を訪問し、クーデターとその後の状況について説明してまわりました。

しかし、2ヵ月たった現在も報道規制は続き、軍の影が社会全体をおおい、先行き不透明感が次第に強まっているのが実情です。クーデター直後に発令された戒厳令は、11月末にタイ全土76州の内41州で解除されましたが、首都バンコクや周辺国との国境地帯の州はいまだに戒厳令下にあります。村部でスラユット政権を受け入れる雰囲気が出てくる一方で、当初クーデターを支持していた都市中間層の間で、新たに軍への不満と批判が広がるなど、国民世論にも変化が見え始めているのが最近の状況です。



強固な王制のもとで、戦後長い間、軍が国政を掌握するという政治がつづいてきたタイの状況を変えたのが73年に学生が中心になっておこなわれた市民の蜂起でした。その結果、文民政権が誕生しますが、

これが翌年軍の流血のクーデターによって覆されます。その後も軍政と民政が複雑に登場しますが、その中で政治と社会の民主化が徐々に進んできたのがタイ政治の発展の経過です。政党政治制もこの間に定着してきました。その過程は、タイにおける資本主義の拡大の過程と相伴っていたともいえます。

とくに農村部では軍部が絶大な力を握っていましたが、その中でも農民が次第に権利を要求して声をあげるような状況が生まれてきました。80年代の初め、タイの中でも貧困地帯といわれ、当時まだ「タイ共産党のゲリラ勢力が山の中にいる」といわれていた東北部の農村地帯を取材した時、郡から村にいたるまでほとんどの行政機関事務所で制服の軍人が業務を司っていたのを見てタイ政治の現実を知った一方で、その中でも、村民の集会で、農民たちが土地、山林の使用をめぐる政府や行政機関への批判の声をあげていたことを思い出します。

10年以上にわたってタイの政治・社会は複雑な過程をたどりますが、とくに90年代になって、タイの民主主義は徐々に拡大します。その中で、97年、初めての「国民憲法」といわれる新憲法が制定されました。そして、その憲法のもと、民主的な総選挙でのタイ愛国党の勝利によって登場したのがタクシン政権でした。タクシン政権の農村政策、貧困者対策、医療政策などは国民の支持を得ます。国際的にも対米追従ではない自主的外交はASEAN内部でも信頼を広げました。

しかし、とくに2006年春の総選挙での圧勝によって政権2期目に入ってから政治にはいくつもの歪みが出てきたというのが、最初はタクシン政権に期待したもののその後批判を強めるようになった多くの市民の見方です。

もともと億万長者といわれたタクシン氏ですが、身内の不正蓄財に加えて、1,500人以上の住民が犠牲になっている南部タイでのイスラム教徒弾圧、これらの問題が表面化する中で政府批判の論調を掲げ始めたメディアへの介入と干渉など、国民の不満は募りました。その結果が、今年になってからの市民の抗議行動の頻発、野党の批判拡大でした。さらに拍車をかけたのが、批判の高まりに一時は辞任を表明したもののその後事実上これを撤回したことでした。

国民の目から見れば、明らかに開き直りでした。

こうしたタクシン政権の姿勢にとくに、この間のタイの経済の発展とともに成長し、発言権を急速に強めてきた都市中間層が反発。民主的知識人の多くを読者にする新聞「ネーション」なども含めて、「民主主義を踏みにじるもの」との批判が一気に広がっていたのが、クーデター前のタイの政治状況です。



いかなる悪政であったにせよ、民主的手続きによって生まれた政権を非民主的な手段によって崩壊させるというやりかたが民主主義に反することは明らかです。クーデターには、欧米諸国とともに、内政不干渉を原則とするASEANの近隣諸国からも懸念が表明されました。進行中のASEAN共同体づくり、さらにはASEANが軸になってすすめる東アジア共同体の構想にもマイナスの影響を与えるのは当然です。

ネーション紙のクーデター直後の論調は「クーデターというやりかたは賛同できないが、タクシン政権の民主主義破壊の状況からしてやむをえない面もある。この上は一日も早く民主政治を復活することが必要である」との立場でした。少なからぬタイ知識人も同様の立場でした。

いま、2ヵ月が過ぎて、タイ国民の関心とメディアの論調は、クーデターの是非ということから一刻も早い国民の民主的権利の回復、報道の自由の確立、そして民主的な選挙の実施、さらには、97年憲法が十分に実施されなかったことも踏まえた、より民主的な憲法の制定へと向かっているようです。

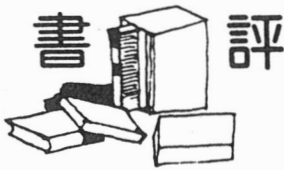
「タイの出来事の教訓の一つは民主主義ということだ。われわれにとって民主主義とは何か、ということも考えてみる必要がある」。インドネシアの新聞ジャカルタ・ポストの論調です。この思いは今ASEAN諸国に共通したものとなっているようです。価値観の多様化、多様性の尊重という原則を守りつつ、民主主義をどう具体的な政治の中でどう実現し、発展させてゆくか。これは、決してタイや東南アジア諸国だけの課題ではないでしょう。

タイのクーデターは民主主義を後退させた、というのは現在の一般的な見方です。しかし、長い目で見れば、すでに始まっている民主主義の前進の過程の中での出来事というべきではないのかと考えています。今回のクーデターを15年前のクーデターとその後の軍政の崩壊、あるいは筆者自身が25年前にバンコクで目撃したクーデター未遂事件の状況と比べてみても、その様相、市民の反応など明らかにいくつかの違いがうかがえます。

一番の違いは、国民の声の存在感とその大きさです。12月9日、戒厳令下のバンコクでおこなわれた集会とデモ行進はその違いを物語るもののように入います。そのことは、もう一つの大きな違いにつながっています。73年の政治改革の主体は学生でした。しかし今や、タクシン政権批判を民主的におこない、そして今クーデター後の政治に声をあげている中心は、市民団体、人権団体、そして労働組合です。タイの労働者の労働組合への組織率はまだ低く、運動全体としても発展段階というべきでしょう。労組もまだいくつにも分かれたままで、クーデターとその後の経過に関しては内部の見解の違いもあります。しかし、その中でも民主主義の促進という要求は共通のものとなっています。タクシン政権時代からいくつもの労組は連携して腐敗追及の声をあげ、クーデターについては「タイの問題は戦車によって解決しない」(タイ・レイバー・キャンペーン)と声をあげ、今、民主的権利の回復めざしてたたかっています。

12月9日、タイの著名大学の一つ、タマサト大学の集会で講演したチュアン・リークパイ元首相は民主主義の重要性について強調し、クーデターを批判しながらも、タイの民主主義が死んではいないとしてこういいました。「われわれはゼロからではなく10か20から始めるべきだ。われわれはすでに民主主義の道を歩んでいるのだ。われわれは前進することを考えよう。最も重要なのは、同じ歴史を歩まないことだ」。その歴史を今、前へすすめているのは、タイの市民、活動家、そして労働者です。

(みうら かずお・会員・ジャーナリスト)



内山 昭編著

『現代の財政』

安藤 実

1

2000年以降、財政学の教科書に、新しい意欲的な試みが現われている。2003年の『Basic現代財政学』（有斐閣）。これは、重森暁・鶴田廣巳・植田和弘の三氏編で、13人の研究者による共同執筆である。そして2005年の『財政学』（有斐閣）。これは金澤史男氏編で、15人が執筆に参加している。本書『現代の財政』は、これらの著作に触発され、立命館大学教授内山昭氏を編者に、浅田孝史、東郷久、桑田但馬、三好ゆう氏ら5人の研究者が、4年間かけて書き上げたものである。

本書の構成は、「プロローグ 現代財政へのアプローチ」、「第1部 現代財政のスケッチ」、「第2部 租税と公債」、「第3部 現代財政の役割と課題」、「エピローグ」に分けられ、本文は15章から成っている。

本書の成り立ちとその成果については、「税制研究」第50号（06年8月）に、編者の内山昭氏みずからによる詳細な説明がある。そこでは「マルクス経済学的財政学の新しい体系を提示できた」との自負も見られる。すなわち、（1）「現代財政の機能論を豊富化」し、（2）「現代財政の本質論に新しい地平が切り開かれた」と。

2

ここでは、上の（1）「現代財政の機能論を豊富化」したという点を取り上げる。

本書でも、一般の財政学教科書と同じく、マスメディアにならって現代財政の三つの機能、いわゆる資源配分機能、所得再分配機能、経済安定機能の説明から入っている。これらの機能は、「市場の失敗」（市場メカニズムの機能不全を指す）から導き出される政府の役割であるが、本書では、さらに環境保全機能と権力的機能を加えて、全体で五つの機能にし

ている。

新たに加えられた環境保全機能と権力的機能は、ともに資源配分機能のなかに含まれているものである。なぜ、これらの機能を別に取り出したのだろうか。

「環境保全機能」を加えたことについては、その理由を次のように述べている。

…「環境破壊が部分的で局地的な現象であるときには、公害の防止のような個別的な政策対応で可能であり、資源配分機能に含めることができた。」しかし環境破壊が、「地球規模で深刻化し、人類の生存をも脅かしかねない状態となった。」このため「環境保全は国際的に政府の主要な任務の一つとなり、財政の主要機能の一つとされるに至った。」この機能については、また、「持続可能な発展」との関連で、「動学的最適化機能」（井堀利宏氏）の提案がヒントになったことが語られている。

ところで、この新しく取り出された「環境保全機能」を取り扱う本書の「第14章 環境財政と環境税」が、果たしてそれに見合うような内容になっているだろうか。そこでは確かに、環境問題に取り組む国際的な動きについて説明がなされている。

しかし、たとえば国際的な問題として、ODAが環境破壊をもたらすという問題がある。日本のODAの特徴が、経済開発に傾き、経済基盤整備に重点がおかれてきただけに見過ごせない問題である。この点についての本書の説明を見ると、日本政府が2003年のODA大綱4原則の第一に、「環境保全と開発」を掲げていることを理由に、「我が国のODAは途上国の経済開発に対して環境保全の一翼をになっている」と、お役所風の説明を掲げているだけである。新しく財政の主要な機能として登場してきたにしては、分析不足の印象を受ける。

3

「権力的機能」を新たに加えたことについては、次のように説明している。

…「国防や警察は国家の根源的で独占的な活動であり、軍事力や警察力という権力機構を背景とする。…この働きを単に市場での供給の困難な公共サービスとみなすだけでは明らかに不十分である。」「警察や国防という活動は単なるサービスではなく、権力的活動である。」「軍隊や警察は暴力装置であり、多額の費用がかかる。」「優れて政治的行為である。」「したがって現代財政の説明では防衛費の分析に、地方財政の説明では警察費の分析に、重要な地位を与えねばならない。」

確かに、マスグレイブに従って、防衛を「純公共財」として扱っている財政学教科書は、ほとんど防衛費そのものの分析を欠いている。その意味では、本書がこの問題に正面から立ち向かおうとしているのは評価できる。とはいえ、財政の新しい機能として、「権力的機能」を取り出した根拠が、「権力的」というのであれば、政府の活動の多くは、法律に基づいており、その限りでは強制的性質をもつ。「権力的」を、強制の意に解すれば、「国防や警察」だけではないように思う。「国防や警察」を、マスグレイブにならって財政の資源配分機能、すなわち経費配分の一つとして位置づけたとしても、その分析は可能であろう。

たとえば、『Basic現代財政学』の「第4章 財政のグローバル化」(執筆者は新岡智氏)は、「財政のグローバル化の内容として、軍事・経済援助・政策協調という3つの事象を扱う。財政は資源配分・所得再分配・経済安定化の3つの機能を有しているが、それとの関連では、安全保障への資源配分機能として軍事費を、所得再分配の機能としての政府開発援助を、また経済安定化機能として政策協調を位置づけることができる」という立場で、戦後日本の軍事費を分析している。

一方、本書『現代の財政』では、第11章「国防とODAの財政」(執筆者は内山昭氏)が、軍事費を取り上げている。ここでは当然、「財政の権力的機能」としての分析ということになる。そこで両者を読

み比べてみることにする。

新岡氏の分析…敗戦後の日本再軍備の過程を歴史的に踏まえた上で、日本の軍事費が「独立国の軍事費」といえないことを明確にしている。日本の安全保障がアメリカとの関係で規定され、アメリカの軍部やアメリカの軍需産業に強く影響されてきたことを、軍事基地の問題、すなわち地位協定や思いやり予算、そして戦略から武器調達に到るまで論じている。また、防衛関係費の推移や防衛力整備計画の説明のなかで、80年代の臨調・行革期に、国際関係費に位置づけられた軍事費やODAが優先経費の扱いを受けたことなどが明らかにされている。さらに、軍事を公共財と扱う公共経済学に対しても、それを利用してアメリカが国際的な安全保障を、「国際公共財」と呼んで、日本など各国に「責任分担」を押し付ける論拠にしていることを批判するとともに、現在の日米安保体制とは異なる、アジアの安全保障の枠組みを構想する必要を説いている。

これに対し、内山氏の分析…防衛関係費の大きさから入り、防衛費の経済的性質を説明した後、国際軍事情勢として、第二次大戦後の東西冷戦の時代、集団安全保障の枠組みがつくられ、日本は西側陣営に属し、パクス・アメリカーナの一環として、少ない軍事負担ですんだという。ソ連崩壊後の今日は、ポスト冷戦といいながら、アメリカの軍事行動が絶えず、安定した平和な世界とはいえない。1980年代以降、「経済大国」日本は、軍事力を強化し、軍事費のウエイトが増えている。アメリカが肩代わりを求めている面と、日本みずからの必要もある。多国籍企業化によるアジア等への直接投資の増大が背景にある。軍事費の規模、軍事力の水準、国際的地位、技術・工業力などから見て、日本は軍事大国といえる。96年の日米安保共同宣言・新ガイドラインは、「日本が軍事大国であり、積極的に軍事行動することを宣言」した。軍事大国の実体は整いながらも、憲法第9条という制約がある。

両者を読み比べて評者は、内山氏が量的分析に傾いているのに対し、新岡氏が質的分析に特徴があり、むしろ新岡氏の分析の方が、日本の軍事費の政治的意義や性質に鋭く迫っている、という感想を得てい

書 評

る。つまり軍事費を「財政の資源配分機能」の一つとする立場でも、軍事費の分析、その政治的意義や性質を明らかにすることは十分可能ということである。

以上、通例の書評とは違う形になったが、新しい提案に対する評者の態度を示した。

最後に、本書が財政学教科書として教育効果を上げるため、「二段階説明法」などの工夫を凝らしていることに、敬意を表したい。若い学生達に財政問題を理解してもらうことは、財政民主主義を育てる基礎だと思われる。その点で本来、最初に説明される「財政とはなにか」が、巻末の「補論」にまわされていることは、教育効果上いささか疑問に思われる。

(税務経理協会、2006年6月刊・3,200円)

(あんどろ みのもる・静岡大学名誉教授)



小池隆生著

『現代アメリカにおける ホームレス対策の成立と展開』 大須 眞治

本書は、アメリカのホームレス対策を系統的に究明したものであるが、研究の契機になったのは日本の山谷であり、研究の成果も日本のホームレス対策である「自立支援法」への示唆を得るものとなっている。

本書での圧巻はなんといっても第4章である。本章では、著者がアメリカで三次にわたって実施したホームレス支援団体関係者へのインタビューが取り上げられている。インタビューにもとづいてアメリカにおけるホームレス対策の問題点が引き出される。アメリカには大規模収容型シェルターと通過施設あるいはその原型となった小規模型緊急シェルターという収容施設の2類型が存在し、それらは処遇面に大きな違いがあることが確認されている。前者は入所者の「自立」が問われることはなく、物理的に劣悪な施設が一時的に開放されているだけであり、棄民収容型として特徴づけられるものである。後者では、利用者規則が多いこと、その内容が細かな点にまで及び、厳格な運用が行われているという特徴があり、入所者に「自立」が期待されるのである。これは貧民矯正型と特徴づけられる。

このような処遇の違いはあってもそれらはいずれも個人主義的貧困認識にもとづいて行われる処遇であるということ共通している。貧民矯正型シェルターが個人主義的貧困認識にもとづき、ホームレスの人々に対する矯正を一義的としているのに対し、同じ個人主義的貧困認識にもとづきながら棄民収容型シェルターでは「自立」に対する期待もなく、あきらめをもって処遇される。いずれにせよ個人主義

的貧困認識がそれらの根底につらぬかれていたのである。

アメリカの実態をふまえて、最後に日本の「自立支援法」について著者は述べている。「自立支援法」にもとづく具体的な政策展開は「自立支援施設」を設置し、そこにおいて寝床と職業相談ならびに就職の斡旋などのサービスを提供するものとなっているが、対象者となっているホームレスの人々の「異質性」に注目する政策が「自立」助長を名目に奨励されれば、それは「異質性」の矯正か排除のいずれかを選択することとなり、最も困難を抱えた人々のニーズが最初から問題にされないか、取り残されることとなる。アメリカの実態から日本のホームレス対策が見事に批判されているのである。

(2006年3月・専修大学出版局刊・3,800円)

(おおす しんじ・事務局長・中央大学教授)

労働総研編

『非常識な労働時間』

柴田外志明

「なんだこれは」。ダイハツの開発部門で働く技術労働者が、始業時の朝にパソコンのメールを見たときに驚きの声を発した。そのEメールの発信時間を見ると真夜中の12時30分。発信者はトヨタの設計労働者。さっそくその人に仕事の電話をする中で「遅くまで仕事をしておられるのですね」と話すと、「(仕事が終わるまで)『寝るな』っていわれているんですよ」と、電話口で生気のない疲れた声が返ってきた。ダイハツの開発部門で働く労働者も同様だ。ダイハツの開発企画で働く管理職(部下なしの専門職で課長級。労働時間管理適用除外者)は、「9月の休暇は1日のみ。会社から長時間勤務者の健康診断受診の督促がきているが仕事が忙しく行けていない。10月も同じ。アーッ、シンドイッ!」と怒りを発した。超短期、多車種開発のなかで開発部門の労働者は、同様の状態におかれている。寝る時間以外は仕事に追いまわされているのが実態である。

自動車の生産ラインでも長時間労働がまかり通っている。生産ラインがフル稼働の時は、毎日の残業

時間が2時間、土曜日は休出。年間総労働時間は、有給休暇を18日取得したとしても約2,500時間にもなる。さらに、朝8時からの始業なのに7時前後に出社する労働者が多い。始業時間(ラインが動く時間)前に準備作業をしておかないとラインについていけないからである。休憩時間も45分の内約15分は作業の準備に費やされている。資本による労働時間のかじり盗りだ。にもかかわらず、会社は「労働者の自主によるもの」とうそぶいている。

これらは、非正規労働者の拡大による格差拡大をテコに、正規労働者を含むすべての労働者にかけられている。これが日本の大企業職場の実態である。

厚労省が労働政策審議会に提示し、来春の国会に法案提出を狙っている労働時間制度と労働契約法制制定とをあわせて、①ただ働きの自由化(ホワイトカラー・エグゼンプション)、②労働条件切下げの自由化、③解雇の自由化という法案など、もつての他である。いま、声を上げて取り組むべきは、すべての労働者が人間らしく働き、生きていくために必要な生計費原則の賃金制度であり、8時間労働の厳守と、職場における労働時間の厳格な管理と異常な長時間労働の短縮であり、労働強度(密度)の軽減である。

この運動をすすめるためのテキストとして、9月に労働総研が学習の友社から出した「非常識な労働時間」は、最新刊の労働時間問題の最良の本である。21世紀初頭にILOがすすめるディーセント・ワーク(decent work=人間らしい労働)に呼応した“労働時間短縮と人間らしい働き方を取り戻す大運動”をすすめるために、時短闘争の歴史を紐解き、ヨーロッパの先進例に学んで運動の前進を切り開く道を示している。日本経団連が狙う更なる非人間的な労働への陰謀を打ち破って、たたかいを前進させる運動のテキストとしては是非多くの労働者に広げていただきたい本である。

(2006年9月・学習の友社・1,429円)

(しばた としあき・会員・ダイハツ職場革新懇)

新刊紹介

全労連女性部のあゆみ編集委員会編・川口和子監修

『明日をみんなのちからで
—全労連女性部結成とそのたたかい』
中嶋 晴代

本書は、「全労連や全労連女性部結成への熱い思いとその後の女性部運動の足跡を記録に残そう」と、歴代の全労連女性部役員等による編集委員が分担して原稿を書き、川口和子さん（労教協常任理事・労働総研理事）が監修して作成された。

第1章は、全労連女性部結成前後の社会的背景と財界・政府の女性労働力政策について明らかにしている。第2章「全労連結成と全労連女性部の結成」は、その土台となった統一労組懇婦人連絡会（1979～1989年）の活動および厳しい攻撃に屈せず、全労連および女性部を結成したたたかひの記録である。雇用機会均等法や育児休業法をめぐるたたかひも含め、全労連結成に至る様子が女性労働者の視点から記述されている。第3章「全労連女性部のおもなとりくみ」は、1990年の結成から2005年までの間に全労連女性部が重点的にかかわったとりくみについて、①労働法制改悪反対、②男女差別是正、③母性・健康、④仕事と家庭の両立、⑤非正規労働者の均等待遇実現、⑥看護婦闘争、⑦平和と民主主義・憲法、⑧女性の共同、⑨国際連帯活動の課題別に、コラムも挿入しながらそのたたかひをまとめている。

全労連結成の意義や、今日、あたりまえと思っ行使している男女平等、母性保護、育児・介護休業などの諸権利がどんなたたかひによって実現したのかを知らない労働者も少なくないもとで学習資料として活用できるものである。労働法制関連年表、「女性労働基準」の変遷、均等法や育児・介護休業法制定・改正のおもな内容、この間の年表などの資料も役に立つ。

こうしたとりくみによって、男女平等にむけての制度は不十分さを残しながらも着実に前進してきた。均等待遇実現や仕事と家庭の両立などの女性労働者の切実な要求は、いま、人間らしく生き働くための男女労働者共通の課題として新たな前進がはじまっている。一方、財界・政府は貧困と格差の拡大、労働法制のいっそうの改悪等を推し進め、雇用形態の

違いや成果主義管理によって巧妙に女性差別を維持する新たな攻撃を強めている。

全労連女性部のたたかひは、不当な攻撃に屈することなく、平等に生き働くことを求め続けてきた女性労働者の戦前からのたたかひの継承であり、今後の運動の発展に引き継がれるものである。労働運動における女性部や女性労働者の果たす役割が改めて問われている現在、これからの労働運動を担う方々に読んでいただきたい本である。

（学習の友社・2006年7月・1,524円）

（なかじま はるよ・会員・前全労連女性部長）

交通運輸労働組合共闘会議著

『規制緩和で安全輸送が崩壊した——
安心・安全な交通運輸を』
中島 康浩

本書は、交通運輸産業ですすめられた「規制緩和」路線によって、人命無視の「合理化」が進行し、安全輸送が崩壊したことを、陸・海・空の業種ごとに検証したパンフレットである。あわせて、安全・安心な交通運輸行政をめざし、働くものの視点から各々問題点をあばき、具体的な政策提起を行っているのが特徴。全体を26ページに抑え、1業種2ページの見開きで完結させるとともに、読むというより、グラフや図表、写真などで見せるように工夫されている。

記憶に残る事件やマスコミ報道でも、JR福知山線の脱線・転覆事故をはじめ、タンクローリー運転手の過労死、駅や繁華街にあふれるタクシーと最低賃金に満たない低賃金、激増する輸入食品・減少する検査率、航空会社のリストラや機体の整備ミス…挙げればきりが無い。再発防止を訴えるニュースに交運共闘の仲間がしばしば登場したものである。こうしたなかで、国土交通省は2005年度から交通政策審議会を設置して、新たな対策を各分野の小委員会で議論している。本パンフは、安全・安心な政策の対案として小委員会論議に反映させることも目的に発行された。

発行直後に、交運共闘に参加する全運輸省労働組

合(全運輸)は、国土交通省内の大臣官房室をはじめ鉄道局、自動車交通局、港湾局、航空局などの局長、課長に本パンフを各15部ほど手交して、主管局として検討し行政に生かすよう要請したという。外部の労働組合にはできない活動であり、その成果が期待される。

冒頭の見開きは「規制緩和の経過」である。各分野における規制緩和一覧は、事業別に整理され、施行日とともに、参入・退出の制度(多くは「許可制」に緩和)、運賃・利用金の制度(多くは「事前届出制」に緩和)がひと目でわかる。1985年以降、政府・財界・行革審などがすすめた規制緩和の動きも時系列の表でまとめている。「全般的な実態」では、すべての交通運輸でのサバイバル競争、「安心・安全」崩

壊の要因、犠牲者は利用者と労働者、政府が「市場の失敗」を認めたことなどが紹介されている。

つぎの見開きは、事業別に①「安全・安心」が失われている実態、②その背景・要因、③交通共闘の政策が順次紹介されている。これは、鉄道からはじまり、トラック、ダンプ、タクシー、バス、港湾、航空、公務職場と続く。本パンフの核心部分である。

日頃、何気なく利用している交通運輸だが、すべての産業に共通する「規制緩和」や「安全・安心」について、人命を預かる産業だけにこのパンフから学ばされることは多い。是非ご一読をおすすめる。

(2006年10月・頒価300円・

申込は自交総連本部03-3875-8071)

(なかじま やすひろ・会員・全労連賃金対策部長)

全労連・労働総研 編

<定価は税込>

2007年 国民春闘白書

まもろう憲法・平和、なくそう格差と貧困、
つくろう安全・安心な社会を

最新刊

定価1000円 送料290円

空前の利益を上げる大企業、一方で、不安定雇用の激増と庶民大増税、公共サービスの解体。自・公の悪政と対抗する春闘を。雇用、賃金、労働時間、社会保障など、たたかう春闘の課題、展望を明らかにする「春闘データブック」。

■おもな内容

春闘情勢／大企業の内部留保分析、主要大企業の「企業通信簿」／経済分析／労働者家計と賃金／雇用・労働時間／働くルールの確立／新自由主義「構造改革」とのたたかい

〒113-0034 東京都文京区湯島2-4-4
郵便振替00100-6-179157

学習の友社

TEL 03-5842-5641
FAX 03-5842-5645

編集後記

安倍自民党・公明党連立内閣は、日米支配層の憲法9条破壊を軸とした憲法の全面的改悪攻撃を強めている。9条破壊・憲法改悪攻撃は、憲法25条・27条など、国が国民に責任を果たすべき基本的人権を破壊する攻撃と密接に連動して推進されている。憲法と25条の関連を解明した、今号特集を、前号の「ナショナル・ミニマムプロジェクト報告書」とともに是非一読いただきたい。巻頭論文「憲法改悪反対闘争と労働組合」は、憲法改悪反対闘争をめぐる労働戦線の分析として興味深い。あわせてご一読をおすすめしたい。

(N. F.)

季刊 労働総研クォーター No.64 (2006年秋季号)

2006年12月1日発行

編集・発行 労働運動総合研究所

〒114-0023 東京都北区滝野川3-3-1 TEL 03 (3940) 0523
ユニオンコーポ403 FAX 03 (5567) 2968
<http://www.yuiyuidori.net/soken/>

印刷 有限会社 なんぶ企画

頒価 1部 1,250円 (送料180円)

年間購読料 5,000円 (送料含む)

(会員の購読料は会費に含む) 振替 00140-5-191839

「官から民へ」——その真の狙いはどこに？

ワシントン発の 経済「改革」

萩原伸次郎著

「官から民へ」とおし進められた「構造改革」は、米国政府が日本への「年次改革要望書」で求めてきたものばかりだった。郵政民営化をはじめ、農産物や自動車部品の輸入拡大、大規模小売店の進出、人材派遣の自由化など、内政干渉のような制度改革要求の狙いを歴史をふまえて解明。経済・金融が不安定化する危険を告発する。
〈四六判〉定価1890円(税込)



新日本出版社 〒151-0051 東京都渋谷区千駄ヶ谷4-25-6 電話03(3423)8402〔営業〕郵便振替00130-0-13681

昭和天皇「平和主義者」論は、どのようにしてつくられたか？

「聖断」虚構と 昭和天皇

こうけつ 厚著
額額 厚著

1944年、悪化する一方の戦局。国民の犠牲をかえりみず、東條首相を押し立て「もう一度戦果を挙げてから」と戦争継続に固執する昭和天皇。「終戦」に向けて、始まる東條内閣打倒工作。国家の命運を左右する軍部と宮中・重臣グループの息詰まる暗闘を克明に描き、戦後も引きつがれた昭和天皇「平和主義者」論の虚妄を衝く。

〈四六判・上製〉定価2415円(税込)



新日本出版社 〒151-0051 東京都渋谷区千駄ヶ谷4-25-6 電話03(3423)8402〔営業〕郵便振替00130-0-13681

The Quarterly Journal of
The Japan Research Institute of Labour Movement

RODO SOKEN NO.64 Autumn Issue

Contents

Struggle against the Attempt to Adversely Revise the Constitution and Trade Unions

Noboru KIRIYAMA

Feature Articles : Japanese Constitution and the Right to Life

- * What is the "Right to Life" Guaranteed by Article 25 Seiichi KANEZAWA
- * Estimation of Minimum Living Cost and Increase of Minimum Wage,
Struggle for Establishing National Minimum Masahide TSUJI
- * Sit still awaiting the death to come, or stand up to fight upholding Article 25 Teruo KUMON

Information at Home and Abroad

- * On the Result of the U. S. Midterm Election Norio OKADA
- * The Blair Administration and Britain's Trade Unions Masao KOGURE
- * Coup in Thailand and the Struggle of People and Workers Kazuo MIURA

Book Review :

- * *"Modern finance,"* by Akira UCHIYAMA Minoru ANDO

Introduction of New Publication :

- * *"Making and Implementation of Measures for the Homeless in the U.S. Today,"*
by Takao KOIKE Sinji OHSU
- * *"Preposterous Work Hours,"* edited by Rodo Soken Toshiaki SHIBATA
- * *"United to Open the Way for the Future : Creation of Zenroren Women's Department and
Its Struggle,"* by Joint Council of Transportation Workers' Unions Haruyo NAKAJIMA
- * *"For a Reliable, Safe Transportation Service,"*
by Joint Council of Transportation Workers' Unions Yasuhiro NAKAJIMA

Edited and Published by
The Japan Research Institute of Labour Movement (Rodo Soken)
Union Corp. 403

3-3-1 Takinogawa, Kitaku, Tokyo 114-0023

Phone : 03-3940-0523 Fax : 03-5567-2968

季刊 労働総研クォーターリーNo.64 頒価1,250円 (本体1,190円)

(会員の購読料は会費に含む)